版權所有

BULLETIN DE LA SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

明治二十二年七月二十八日發兌

大日本監獄協會

第拾五號

特別會告

○冊末にハ監獄則同細則、看守及監獄傭人分掌例ヲ掲載候に付右御入用の御方へは實費を以て御送付致候間至急御申込可有之候

○宇川盛三郎氏の注釋に係る新監獄則並に細則、看守及監獄傭人分掌例等次号より續々掲載可致候

七月廿六日

大日本監獄協會

大日本監獄協會規則

第一條　本會ハ大日本監獄協會ト稱ス

第二條　本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼贊スルニ在リ

第三條　本會ノ事業ハ左ノ如シ

一　監獄事業ヲ奬勵スル事
二　不良少年感化事業ヲ奬勵スル事
三　出獄人保護事業ヲ奬勵スル事
四　貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業
五　諮問及ヒ質問ニ答フル事
六　懸賞文ヲ募ル事
七　監獄ニ關スル飜譯並ニ著述ヲ爲ス事
八　監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事
九　本會ノ雜誌ヲ發刊スル事
十　監獄衛生ヲ奬勵スル事
十一　萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會ト通信往復其他ニ關スル事

第四條　本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究ト講義講話討論會話等トヲ舉行スヘシ

第五條　雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ頒ツ

雜誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ

一　本會ノ事業ニ關スル事
二　監獄ニ關スル注意
三　監獄學并ニ歐米諸國監獄法講義
四　衛生ニ關スル事
五　統計ニ關スル事
六　會員ノ通信又ハ寄書
七　本會記事

第六條　本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一　推戴員
二　名譽會員
三　特別會員
四　正員

第七條　推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方ヲ名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス

特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス

正員ハ本會ニ關スル一切ノ事ヲ擔當スルモノトス

第八條　推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス

名譽會員及ヒ特別會員ハ議員全體ノ發議ニ因リ本會ニ於テ撰舉スルモノトス

第九條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁
會長
副會長
庶務局長
調査局長
主幹
庶務委員
調査委員
議員
特別調査委員

第十條　會長以下ノ役員ハ其ノ任期ヲ一ヶ年トシ毎年ノ總會ニ於テ改撰ス但シ再撰セラルヽヲ得

第十一條　總會ハ毎年四月ニ之ヲ開ク

第十二條　正員ハ毎月會費金十錢ヲ納ムヘシ

第十三條　撰舉ハ總ヘテ正員之ヲ行フ

明治廿一年六月廿四日改正

第拾五號目次　丁數

特別會告

○一　官報　件……一

○十三　論說　件……一

○犯罪の爲めに受くる社會の損失……五

○治獄の事に就き偶感を述ふ……一一

○死刑を以て犯罪を懲止するの駁說を讀む……一八

飜譯

○日本獄事景況第一回……二三

○匈牙利遞進改級分房……三〇

○獄建築の圖及び說明……三〇

寄書

○女囚取締に關する意見……三二

○正員長尾敬一郎君に望む……三三

通信

○七　件……三六

本會記事

○四　件……四八

大日本監獄協會雜誌第拾五號

明治二十二年七月　日

特別會告

本會雜誌は固より會員諸君の機關たるを期すると雖ども會員諸君の御投稿は制規に觸るゝの嫌ひあるものを除くの外爾後本誌に掲け申度就ては

獄事に關し意見又は疑義を懷かるゝ諸君

會員に報すへき事實を有せらるゝ諸君

は幸に獄事の爲めに其勞を厭はせらるゝことなく續々御寄稿相成度希望致候也

大日本監獄協會

官報

自明治二十二年六月一日
至明治二十二年六月三十日

●内務省訓令第二十四號

警視廳　府縣
集治監　假留監

明治十九年六月内務省令第十一號警察官吏其他内國旅費規則中巡査看守及雇員其他ノ者官舘若クハ

各藝ニ於テ借入雇人ノ船舶ニ乘込出張スル場合ニ於テ官ヨリ賄ヲナサヽルトキハ左ノ食卓料ヲ支給スヘシ

明治二十二年六月十日　　内務大臣　伯爵　松方正義

巡査、看守、雇員	一日	金五拾錢
押丁、給仕、小使、職工	一日	金三拾錢

華族及從六位勳六等以上ノ士民ハ本年四月閣令第十四號奏任官ノ額其他有位帶勳ノ士民ハ同判任官ノ額及一般ノ人民ハ本訓令第一項ノ額ヲ給ス

内務省訓令第二十四號參照

閣令第十四号（明治二十二年四月二日）抄錄

奏任官	一日	金壹圓二十錢
判任官	一日	金九十錢

●辭令

内務省參事官　久保田貫一

北海道廳監獄巡閱ヲ命ス

●官吏發着　曩ニ北海道廳監獄巡閱ヲ命セラレタル内務省參事官久保田貫一ハ今二十七日出發

●監獄事務改良　靜岡縣各監獄ニ於テハ事務ヲ敏活ニ處理センコトヲ計リ昨明治二十一年ヨリ監獄事務ニ係ル文書ノ省寮及取扱手續ヲ改正セリ其事項ノ概略ヲ舉クレハ左ノ如シ

人民ヨリ在監人ヘ食物、臥具、書籍等ノ差入ヲ出願スル者ハ總テ願書ヲ要セス口頭ヲ以テシ主任者雙方ノ氏名ヲ帳簿ヘ記入シテ之ヲ許可ス」在監人ヘ接見願ハ願書ヲ要セス看守長ハ願人ニ就キ接見ノ要領ヲ錄取シ與獄ノ意見ノ聞キ許可ス」在監人ノ死體下付願ハ願書ヲ要セス主任者出願者ニ就キ住所氏名縁故ヲ錄取シ許可ノ手續ヲ爲シ死亡證竝ニ死體ヲ下渡シタル證明書ヲ下付スル」在監人ヨリ出願ニ係ルモノ及外人ヨリ在監人ニ對スル諸願等ニシテ檢事又ハ裁判所ヨリ檢閲ヲ要スルモノハ添書ヲ要セス願書ヘ檢印ヲ請フ事トセリ

右ノ外諸願等ニシテ願書ノ保存ヲ必要ト認メサルモノハ總テ口頭ヲ以テシ直ニ處分スル等主トシテ事務ノ簡便ヲ計レリ

●監獄竣工　德島縣ニ於テハ地方稅支辨ニ係ル（明治十八年度ヨリ同二十一年度マテ四ヶ年度分割支辨）德島縣監獄新築ノ件縣會ノ議決ニ依リ明治十八年七月一日工事ニ着手セシ處此程工事落成シ去月十九日移轉セリ此敷地坪數一万三千七百六十六坪六合餘、建家總坪數三千百九十六坪餘、地所買上代金二千四百五十七圓四十五錢八厘、建築費金五万八千八百三十四圓六十一錢一厘、合計金六万千二百八十八圓六錢九厘ナリ

●監獄會議　宮城縣ニ於テハ各監獄官吏首席ノ者ヲ召集シ仙臺監獄ニ於テ去月二十四日ヨリ四徒取扱ノ諸件ヲ議シ同二十六日閉會セリ

●監獄會議　福島縣ニ於テハ各監獄書記及看守長ヲ召集シ去月二十七日第七回定期獄事會ヲ開キ服役囚階級規程ノ改正其他事務上重要ノ事項ヲ議シ去ル一日閉會セリ

●在監人工錢　大分縣ニ於テハ昨二十一年度在監人工錢ノ収入及給與ハ左ノ如シ

定役ニ服スル囚徒ノ収入五千四百三十九圓二十一錢七厘給與六百三十九圓七十錢五厘未決者及定役ニ服セサル囚徒ノ収入壹圓八十七錢五厘給與四圓三十六錢二厘別房留置者収入七圓八十三錢八厘給與七十四錢ナリ之ヲ細別スレハ大分監獄ノ収入四千二百五十二圓三十四錢六厘給與六

百六圓一錢二厘中津監獄ノ収入三百二十五圓四十四錢給與十六圓二十三錢八厘竹田監獄ノ収入三百七十二圓二十四錢一厘給與六十七錢四厘豆田監獄ノ収入九十圓七十一錢九厘佐伯監獄ノ収入七十圓六十五錢八厘

（以上給與ナシ）ナリ

●監視人員　兵庫縣ニ於ケル昨二十一年十二月三十一日現在監視人員ハ重罪ノ附加刑男壹人、輕罪ノ附加刑男六百二十七人、女百二人合計七百三十人特別監視重罪男三人、輕罪同三人合計六人通計七百三十六人ナリ

●監獄會議　岡山縣ニ於テハ各監獄首席看守長ヲ召集シ去ル五日監獄會議ヲ開キ既決囚賞與取扱手續改正案其他二三ノ要件ヲ議了シ同七日閉會セリ

●在監人減少　鹿兒島縣廳ニ於テ同監獄ノ在獄人員ヲ調査セシニ明治十一年一月ハ五百十四人ナリシニ次第ニ減少シテ同十一月ニ至リ僅ニ二百八十人餘トナリ十二年一月ニ入リ復百二十人ヲ增シ十八年セリ然レトモ同年中大ナル增減ナカリシ十三年ヨリ十七年マテハ年毎ニ百有餘人ヲ增加シ同年中大ナル增減ナカリシ十三年ヨリ十七年マテハ年毎ニ百有餘人ヲ增加シ十八年四月ニ至リテ千四百八十餘人ノ多キニ及ヒ爾來年々百數十人ヲ減シ二十一年一月現在員ハ七百五十人餘ニシテ十五年末ノ人員ト同數トナリ更ニ增加ノ傾キアリシモ三月ヨリ月々數十人ヲ減シ既ニ本年四月ニ至リテハ頗ル減少シ昨二十一年四月ノ現員ニ比較シ百三十餘人ヲ減セリ即チ二十一年ヨリ本年四月ニ至ル月末現在員ハ別表ノ如シ（表ハ畧ス）

●監獄事務改良　鳥取縣各監獄ニ於テハ事務ノ敏捷ヲ計リ在監人ヘ食物、衣類、臥具、用紙、賞錢ノ賜與ノ出願或ハ接見若シハ書信ノ取扱其他死體竝ニ領置金品ノ下付願等ハ願書ヲ要セス主任者ニ於テ用紙ニ出願者ノ住所氏名事由ヲ筆記シ直ニ之ヲ處分スルコトヽセリ

●監獄會議　福岡縣廳ニ於テハ各監獄々醫ヲ第二部監獄課ニ召集シ去ル十日ヨリ開十三日マテ監獄衛生協議會ヲ開設セリ

論說

本欄には諸氏の寄稿又は起稿中一部の論說と認めたるものを掲く但し說の當否は固より編者其責に任せず

○犯罪者の爲めに受くる社會の損失

正員　小泉保直　神奈川

凡そ犯罪者の社會に及ぼす損害は人智の發達、社會の進步、經濟上の損失等甚た莫大無量にして到底精細の計算を期すへからす何者犯罪の種類たる頗る夥多煩雜なるか爲め從て其關係又た甚た多く一犯一罪の因由、方法、行爲に就きては輕重の程度量を立つる事能はされはなり、試みに我刑法を繙き或は許多入監者の罪種を目今犯罪の概況を記せは圖事犯あり、謀故殺あり、毒印僞造あり、詐欺取財あり、賊打創傷あり、强盜竊あり、放火あり、賭博ありて其犯因は私憤の爲めにするあり、怨恨の爲めにするあり、或は强慾に或は貧窮に一々列擧に遑まあらされとも刑法四百三十

論說　犯罪者の爲めに受くる社會の損失　（六）

の條目に由り公益を害し國家良民の幸福を減殺するものなり夫れ然り國家良民は罪者の爲めに幸福を減殺せられ社會は許多の損害を受くるものとすれは假令調査の難あるも其損害の度合を察知する事を望むは又た免かれさるの民情なり」

抑々事物の價格を示すは數量の完全正確なるに如くものあらされとも鑑定家其人の腦裏により事物の性質土地の狀勢時勢の如何によりて必す多少の異同あり其形而上の事實の如きは之を鑑定せんとするに宛も空氣を攫て其剛柔を判別せんとするの感なきを得す今犯罪者の爲めに受くる損害を識らんとせは先す其價格を定めさるへからさるも已に前段に於て記述するか如く其種類頗る許多頗雜なるのみならす形而上の事項甚た多きか爲めこれを數量に由りて價格を定めんとするは大に其困難を覺ゆるなり、其各種犯罪中財物に對する犯罪は其價格を定むる最も便あるものにして社會被害の額を見るに捷徑なるものと知らるゝなり由りて玆に財物に對する犯罪者より受けたる損害の價直を考定し以て一般犯罪者の價直即ち被害の度を推測する資料に供せんとす然れとも之を尙ほ毎に隔靴の歎ありて容易に正確を望むへからす何とならは此等調査に就きまた確實の材料

論說　犯罪者の爲めに受くる社會の損失　（七）

を得可からされはなり故に爰に載する所の者は擇て去る二十年中の事實により敢て他の年期の事實に據るまとなし

先す同年間に於て本縣四箇所の監獄へ新に刑罰の宣告を受けて入監したる人員を調査するに總計二千七百二十六人ありて內男二千四百五十人と女二百七十六人あり而して此中財物に對して罪を犯すに至るものは男女を合して千百七十二人なり此財物に對する犯罪者の直接及はしたる社會の被害と認ひへき者を次項に於て敘述すへし

本縣管內に於て盜竊に罹りて失ひたる貨幣及ひ物品の價直は六万七千零二十九圓零四錢六厘にして財產に對する罪者を捕獲し又は之を捕獲せんとして死傷したる者の警察上の賞恤弔慰料は二百五十壹圓十四錢五厘又た警察署に於て全罪者を護送するか爲め費したる金額は二千七百三十八圓三十八錢六厘あり放火罪者の爲めに燒失したる家屋數は八百八十棟ありて之を一棟平均金三十圓と見積り計算せは總計二万千四百圓となるなり以上に未た監獄に入監せさる以前に於ける社會の損害にして其金額合せて九万千四百十八圓五十七錢七厘なり夫れよ

り未決者中の費用を擧くれは其全未決者諸費は二千八百七十二圓三十四錢二厘なるを以て之れを財物に對する犯罪者に比例を取る時は千二百三十四圓九十一錢七厘となれり此未決中裁判費及び警察留置費の如き者あれとも此等の費用を計算するに於ては彌々繁に渉り密に過きて之を全ふするを期すへからさるも擧くれは其已決囚諸費は凡て三万二千十八圓零一錢七厘なるを以て財物に該る犯罪者千一百有餘人に比例せは一万三千七百六十五圓六十三錢三厘となり尚ほ地方稅の支辨に該る戒護者の俸給雜給は其總額三万二千二百六十三圓二十五錢一厘中一万三千八百七十一圓零六錢九厘の割合に當れるなり

以上記載の金員は財物に對する犯罪者の爲めに社會直接の損害を受け福祉を減殺し現に罪者の爲めに財貨を消失したりと認むるものにして尚ほ周到細密に被害の些末を探討拾輯せは其損額幾許の點に達するや得て容易に知る所にあらす然れとも彼等罪徒は此の如き財貨を費消したるか上に其在監中は各自應分の力により社會の利益を計る能はすこれ固より無形の事にして現に財貨を消失したりと云ふものに非らされとも眼前筆頭に現出する社會生産上の損失を此計算に於て看過する能はす否之を茲に入算するは最も至當の擧にして且つ最も有益なるを信す今此計算に於ては先つ罪徒の年齢を觀察するの必要あり從來入監する罪徒に就き之を徵するに其八分五厘は二十歳乃至四十歳のものにして就中二十五歳乃至三十五歳のものは特に多し故に犯罪者の殆んと全分は壯年なりと認定せらるゝなり之に由りて之を觀れは罪徒の多數は体質、強健、精神充滿し事を執る敏活銳利の年齢なれは經濟上此年齢者を生産人と稱し人間終始還た得へからさる年期なり然るに彼等一朝迷夢の爲めに罪科を犯し可惜光陰を囹圄中に費消し爲めに其働作を以て社會の利益を計る能はす若し彼等其罪を得す精神上又は勞動上に自由の時日を費消したらんには其利益幾許そや其得へき社會の利得にして徒らに之れ之を得る能はさる者之れ亦た大なる損害と云ふへきなり仍りて假りに男は一日平均金十五錢女は金八錢の生産力なるものと定め之に由りて財物に對する犯罪者千壹百有餘人を以て計算せは一ケ年に於ける損失の金額は實に九万四千七百六十五圓三十錢となるなり然れとも彼れ罪徒は其拘禁中監獄内に

於て役業を執り多少の利益を得るにより役業工錢二万二千六百四十九圓八十九錢六厘中財物に對する罪者千壹百有余名に割り當てたる該工錢九千七百三十圓六十一錢六厘は九万四千有餘圓中より除去するを以て當然とす即ち其殘額は八万五千零三十四圓六十八錢四厘となるなり

今此の計算を終るに臨み以上記載したる千百七十有二人に該る損害を列記せは左の如し

入監以前の分　九万千四百十八圓五十七錢七厘

入監中の實費　二万八千八百七十一圓六十一錢九厘

入監中時日の消費に係る分　八万五千零三十四圓六十八錢四厘

〃　二十万五千三百二十四圓八十八錢

蓋し此概算は固より概算を免かれすと雖とも彌々細に渉りて彌々損額を增加す事は疑ひなき所なり此事實を以て之を觀れは一人の犯罪者は平均百七十五圓十九錢二厘の害毒を流すものにして一人罪者を救ひ一人惡念を制するものなれは社會は之れか爲め百七十有余圓を利したるものとなり即ち去る二十年に於ては二千七百二十六人の入監者ありたるか爲め無慮四十七万七千五百七十三圓三十九錢二厘なる金額を本縣一區十五郡に於て損失したるものと謂ふ可し今已往五ヶ年の實驗に徵するに其入監者二千五百人を下りたる事あらす若し年々此入監者ありとする時は年々四十三万七千九百八十圓以上の損害は徒に蒙るものなり豈警戒せさるへけん哉

附記　全帝國各監獄在監の已決囚員は常に六万人を降らす今本文の計算を以て推測せは我帝國は年々金千〇五十一萬千五百二十圓を罪者の爲めに失ふものなり此損害高は即ち帝國財政の七分の一に當るなり

○

○治獄の事に就き偶感を述ふ（第拾號の續き）

正員　深井鏗一郎　福島

○第五　監獄の規律と其國の風俗季候其他との關係

監獄の主義の人智と伴はさる可らさると同時に必要を感し來れる者は監獄の規律と其國人民の風俗季候、生活の程度、便宜、財政其他の關係にそわる處し監獄の制

度を設爲するに付きて此等の諸点に斟酌を施し精細なる注意を要せさるに於きては啻に其戒護を密ならしむると能はさると矯正改良の效を奏するを得さると財用を浪費するとのみにあらす囚人をして不幸の淵に沈淪せしめ生命を殺くに至るへきものなり今其國に依りて差異ある所以を論すれば熱國の囚徒には温飽嫉嬉等の設けあるを要せすと雖も流行病豫防の方法を嚴密ならしめさる可らす寒地の囚徒は衣を薄くし体軀を凍かし手足を龜せしむ可らすと雖も甚しく疫厲の感染を慮らさるか如く近海の囚徒は常に魚介の美肉に飽くも山間僻地の囚徒は其食麥菽に過きさるか如く都市の囚徒には工藝を執らしむるを以て利となせとも地方の囚徒には農作を以て益となせるか如く瓦石に殷なる土地の監獄は石造、瓦造其意の如くなるを得へしと雖も木材多き土地の監獄は木造の利に依れるか如く各其地宜と風俗と季候等とに適し並ひ行はれて相戻らさるものなり故に例せは北海道監獄の規律は未た嘗て東京監獄と徹頭徹尾相同からさるへく又東京監獄の福島監獄に於けるも或は然るへく惟ふに將に各中央政府の設布せられたる監獄則の範圍内に於て多少の便宜に依準して運動せらるゝまとなるへし此

事や豈獨り我邦のみならんや何れの邦國と雖も或は將に然らんのみ否されは則大なる障碍を生せん彼有名ある分房監制は一般囚徒の思想よりすれは寂寥に堪へすとして嫌忌するとまゝなれとも漆太利國の囚徒は毫も之を嫌忌せさるなり何となれは彼等は幼時より寥窿ある牧野又は山間に棲居し他人みの交際未た頻繁ならさるを以て寂寥猶居は彼等か常なり故に分房獄則は未た彼等心裏に嫌忌を與へしむるの價値なきものなり又彼の上海は清國か嘗て英國に割與せし土地にして此地の監獄は其制皆英國の獄法に基けり故に未開なる支那人の生活の程度なり之を論すれは其侍遇の裕渥なるまと遙に其上流を占めたり之を以て雖も支那の支那人等は支那の内地に於て犯罪し支那の監獄に繫留せられ笞鞭と慘酷とを以て充たせし下に若楚を嘗めんよりは寧ろ英領に入りて犯罪し上海の監獄に囚はるゝの得策なるまとを信し陸續犯罪者を英領に現出するを以て英國は殆んと其防禦に苦めりと云ふ亦以て其國の風俗、季候其他の点に於て監獄規律に變化なかる可らさるを知るに足るへき乎リヴヤール、フオー氏曰く分房獄及ひ雜居獄の規律は宜しく人民の國風と季候とに依りて取捨するを要すと此金言先つ余

の意を得たり

○第六　懲戒主義と矯正主義との解

現今の監獄の主義を論する者二派あり一を稱して懲戒主義派となし一を呼ひて矯正主義派となす各一方に割據して旗幟を樹て鋒を接し陣を對し互に辨難攻撃して相止ます殆と吾人をして中原の鹿誰の手に落つるやの疑ひあらしむ而して二者の執持するところの論を聞くに

曰く囚人なる者は多くは慄悍無賴の徒、鼠竊狗偷の輩にあらされは人を騙欺し、人を殺傷し、人を姦淫し、人を敎唆し、人を破産し、人を妨碍し、人を騷擾し、社會を紊乱し社會を危害したるの徒にあらざるはなく社會の人擧りて其罪惡を疾怨し未た其死なんまとを欲するに至らさるも亦其面に唾し其体を痛め之を社交外に驅逐せんまとを欲するとまろの者なり宜しく之を嚴罰するに國家の大典を以てし痛懲創創彼をして懲るゝとまろを知らしめさる可らす何そ必しも居處席薦を以てし飲食粢粱を以てし衣服清潔を以てし衾褥暖温を以てし執業体軀を勞するに及はす科罰畏怖を生せしむるに及はす常人の居と徑庭するところ

なくして其懲創を求めんと欲す宜なり惡徒日に多きを加へて人心日に危險に趨くや此く如きを惡人を罰するにあらすして惡人を愛すると云ふなりと是懲戒を主とする者の論なり

曰く人性の皆善なるは天理なり彼の罪人なる者も亦た天性惡なるにあらす只此生存競爭の社會に生活し或は不幸に遭遇せしより或は性質の愚魯なるより此競爭に敗北し活途を失し或は不幸にして師父の敎育を受けさるか爲め人道の何たるを辨せさるより此罪惡を犯冒せし者なれは其情眞に憫むへしとなす時に或は其体軀を憊り其生業を勉めす或は習慣の不善なるより犯罪せし者もあるは其形迹誠に赦すへからさるも其情に於ては深く尤むへきものにあらす其心を敎へ其欲を制すれは同しく人類の列に入らん奚そ其体膚を過疲せしめ其口腹を飢し其衣服を汚塞に其居所を土穴にし其疾病を顧みすして犬馬と伍せしめんや犬馬尙且之を愛すれは美食を是與へ衣衾を是給す況や人類に於てをや是を矯正主義派の論據となす

蓋し二者の主旨を解析するに罪人なるものは到底道義を以て其心を敎ゆるあと

能はさるものなれは主に外部の械具に依頼して畏怖の念を生せしめ以て懲創の意を知らしめんと欲するは懲戒主義論者の主旨なるか如く罪惡を止むるは之を敎へ之を導き其德性を涵養するに止まりて外部械具の力以て其惡心を制止すへきにあらす縦ひ之を止むるを得るも心裏を改良するの全きに若かすとするは矯正主義論者の持說なるか如し甚しきに至りては互に相攻撃するの餘懲戒とし云へは全く械具にのみ依頼して毫も心裏の改化即ち敎誨を施さゝるものと信し矯正とし云へは械具を全廢して全く心裏の改化に是據るものと認め吾人をして轉々其解釋に苦ましむるものあり

吾固と井蛙の見敢て見るとあろあるにあらすと雖も聊か前者の中間に居て之か解釋を試みんとす幸に狂妄自ら顧みるとあろなきの罪を懲戒せられす矯正の勞を賜はらは幸甚し

蓋し懲戒なる意味を解釋するに自ら寛猛二種の差別を生すへきか如し乃ち猛なるものを呼ひて復讐主義に近似せる者となし寛なるものを稱して矯正主義に紡なたる者となすへし先なる者は偏罰にして敎意を含ます後なる者は懲罰を主と

すと雖も亦幾多の敎意なきにあらす而して現今の懲戒主義とは則其後に位するの謂なり然らは則ち矯正なる主義は果して如何と云ふに矯正未た必すしも懲戒の意なきにあらす既に犯罪者を監獄に拘留して其自由を束縛するは果して懲戒にあらすや之に定規の役業を課するは果して懲戒にあらすや規律を違犯するものを直に處罰するは果して懲戒にあらすや分房雜居他人の交通を遮斷するは果して懲戒にあらすや道義の敎誨心に懲惡を知らしむるは果して懲戒にあらすや斯くの如く夫れ懲戒の意旨を寓するに何故に矯正又懲戒の意なしとする乎唯其主とするところ心裏の改良德性の涵養にあるか故に其外部に屬する械具懲戒の太甚しきに出てさるのみ盡し其心裏の改良を要するには其方便として外部に巧みなる懲戒（例へは分房雜居の如き、名譽刺客の如き、親屬の面接を絶つ如き）を科し其心裏に多少の痛苦を與ふるの措置に出つるとも雖も亦た肉体上にのみ關する懲戒を科せさるをえとなせり何となれは肉体上の惡待は大に囚徒の精神に恥辱を與ふへきか爲めに自ら自暴自棄の念を生せしめ心裏の改良に障碍を與ふるのみならす吾人の希望は反て其反例を擧け往々惡道に導くをと多けれはなり英國の囚徒の言に曰く人吾を遇するに犬馬を

以てすれは吾も亦犬馬の擧動を爲すと矯正の主義蓋し此に見あるなり故に吾は曰く懲戒主義とは所謂懲戒を主とし敎誨を從とし矯正主義とは敎誨を主とし間々之に巧みなる懲戒を寓せしもの即ち單に身體を抑制するものに非すして能く其心意の待遇を得へしとするなと是にして各其主とするところに依りて其名を異にするに過き吁懲か敎か相俟ちて其用を爲さんものなり奚そ一に偏して其效果を收むるを得んや

○

○死刑を以て犯罪を壓止するの駁說を讀む

正員　佐野・尙東京

死刑說を保持する論者の說に曰く死刑は謀故殺犯の如き兇惡の犯罪を威嚇するに緊要なりと勿論死刑は犯罪を威嚇するに多少の功力を有するは疑はさる所之然れとも昔年荷蘭國司法卿モデルマン公か千八百十年荷蘭國立法と題する論說中に言へる如く死刑に關する異の問題は死刑の犯罪を威嚇するに功力ある終身禁錮即ち無期禁錮の如き嚴刑よりも大なるや否やを證明するにあり而して死

刑は犯罪者の生命を絕滅するを以て一回之を實行するときは最早其罪を改めしむるに由なし況んや犯罪者の悔悟の擧動如何を見るか如きに於てをや故に近來歐米諸國に於ては死刑を宣告するも之を實行せさるに至れり然れとも此處置たる徒らに法律をして其功用を失はしむるものにして寧ろ之を廢止するの優れるに若からさるなり又歐米各國の謀故殺罪を犯す者を目擊するに大率ね纔在の間あらさる者なし纔纔と否とを辨ふるの難きは世人の既に了知する所なり然るにも其難きにも拘らす犯罪者を死刑に處するは吾人の正當なりと爲す能はさる處なり已に陳述する所に據り又歐米諸國の實行する所を見るに死刑を以て犯罪を威嚇するの說は實際に於て大ひに反對するものと云ふへし英國ホワールト會社の發議に依りて千八百八十一年に調製せし英國政府の統計表を見れは亦た以て各國政府の實際死刑を施すに困難なる狀を知るに足るへし即ち濠地利は千八百七十年より七十九年に至る十ヶ年間に謀故殺を以て死刑の宣告を受けたる者八百九人にして其中處刑されたる者十六人に過きす佛蘭西は右同年間に謀故殺を以て死刑の宣告を受けたるもの百九十八人其中處刑を受けしもの九十三名にして

殆ど半數に當る、西班牙は千八百六十八年より千八百七十七年に至る十ヶ年間に死刑宣告を受けたるもの二百九十一人内百二十六名刑に處せられたり、瑞典は千八百六十九年より千八百七十八年に至る十ヶ年間に死刑宣告三十二人内處刑者三人なり、那威と西班牙とは同年間に死刑に處せられたる者十四人其内實決僅に三人丁抹は千八百六十八年より千八百七十七年に至るまて九拾四人内處刑者一名なり、ババリヤは千八百七十年より七十九年に至るまて二百四十九人の中處刑者七名なり、歐州各國中殺人罪を犯す者の多きは伊太利を以て第一とし年々犯罪者の數は千六百人を下らす然れとも實刑に處せられたるもの甚た稀にして今日に至ては全く廢止せられたりき、日耳曼北邦は千八百六十九年より七十八年に至るまて殺人罪を犯したる者千三百一人内死刑の宣告を受けたるもの四百八十四名にして實刑に處せられたるもの僅に一人に過きす、北米合衆國に毎年謀故殺罪を犯すもの二千五百人内外の多きに及へり然れとも死刑に處せられたるものは僅に百名に過きす又年々謀故殺犯罪者を私に處刑するもの率ね百名内外なり私に犯罪者を罰するの風は多く法律に於て死刑を保持する地方に行はる、濠太利亞

並に「ニューセランド」諸嶋は十ヶ年間に死刑の宣告を受けたるもの四百十三人内處刑を受けたるもの百二十三人なり、英國並にウエールスは千八百五十年より七十九年に至る三拾年間に謀殺を以て公判を受けたるもの二千五人内六百六十五人即ち三割三分死刑の宣告を受けしも其中實刑に處せられたるものは三百七十二人即ち一割九分に當れり、愛耳蘭土國は二十年間に六十六人内三十六人即ち五割四分處刑されたり、蘇格蘭土國は二十年間に宣告を受けたるもの四十人内十五名即ち三割八分實刑に處せられたりき

以上陳列する所の統計に依り見るに社會の安寧は兇惡の犯罪を罰するに死刑を廢上したるか爲めに減少したりと云ふ可からす亦謀故殺罪を罰する死刑を保持するか故社會の安寧は增加したりと云ふへからす且つ多年の經驗に因り死刑を廢して之れに換ゆるに次位の罰刑を以てするも謀故殺罪に增加を來たすの証を見す故に死刑を廢して好結果を生したる國は荷蘭國なり該國司法卿曰く荷蘭に於ては千八百七十年に死刑を廢してより千八百八十年に至るまて謀故殺罪を犯すもの十九人なり然るに千八百七十一年より八拾年までの間に人口は大ひに增

加したりしに犯罪者の數は益々減少するを見れはなりと、フインラント大審院法官の報告に曰れは千八百二十四年後は當國に謀殺殺罪を犯したるものなしと又曰く身體及び財產の保險は少しくも死刑を廢する爲め減少すと云ふへからすと何となれは謀殺殺罪は稀れに有るものなれはなり、米國合衆國中ミチガン、ウイスコンシンロート島及びメイン洲に於て死刑を廢止したるとも謀殺殺罪を增加したるを聞かす、白耳義國の如きは死刑の名あるも實際は廢止したるに等し瑞西國に於ては一回死刑を廢して又再び之を設けたり然れとも何れの場合に至ても好結果を見るを得さりし蓋し之れ其方法處置の宜しきを得さりしならん故に歐洲諸國の強笑となりしも亦た宜ならすや然るに死刑廢止說を駁する者は瑞西を以て其好結果なきの例となす之れ善良なる處置方法を用ひす唯たに死刑を廢し好結果なきを以て廢止說を駁せんとするものに異ならす豈に其れ理ならんやて大不列顚に於ては死刑に處せられたる犯罪者の過半は皆終身禁錮に換へたり、葡萄國は禁錮二十年、ミチガン洲ウィスコンシン洲等は禁錮七年より二十年、白耳義邦威瑪典に至ては米國或は英國よりも良結果を顯はし禁錮二十年、二十五年、三十年、三十五年に處す、元來長期の禁錮は特別の取扱ひを要するは勿論なり余ね死刑廢止論を唱ふる意は誤て無罪者を死に就かしひるの恐れあるか故なり何となれは死刑は一度宣告し之を實行する時は後に至て之れを改めんと欲するも能はさるの性質を有するものなれはなり、歐米に於ても誤謬よりして死に就けしめしまと數々あり今其の一二の例を述れは千八百七十五年頃ろ米のペンシルバニヤに人あり彼れ將に死なんとするに當りて歎して曰く先年ルイーなる者謀殺殺罪を以てダイドフイルに於て絞首の罪を受けたり謀殺殺罪を犯したるは彼れに非すして我なり然るに彼れ其罪を受け我れ其罪を免かるゝとなり嗚呼天帝我れを許せと又千八百八十年ロケエストルに於てピヤリンなるもの死刑に處せられたる時世人皆な同音其無罪なるを論したるものあり旁々以て我國も速に諸文明國と齊く死刑に換ゆへき刑罰を設けられんことを希望す

飜譯

○日本獄事景況第二回（第十二号の續き）

正員　神谷四郎譯
東京

第四章　管理法及ひ官吏

内務省は全國諸監獄官理の責任を負ふ處なり故に東京府下の諸獄は皆同省中警視局の管轄に属す而して東京監獄には監内看守の爲めに五箇の看守所ありて各若干名宛の巡査交番して詰め合ひ晝夜とも囚徒の擧動を視察し居れり又勞役に従事する囚徒の作業を監督する爲めには下級の司獄官若干名宛を各勞役場に配布す而して警部は晝夜とも一時間毎に監内を檢閲し司獄官は毎日一度宛警視局長は毎月或は隔月に一度内務卿は毎年一度檢閲するなり而して以上述ふるか如き檢閲法は監倉ありても行はるゝなり

東京の監獄及ひ監倉の諸官吏を任免するの權は警視局長之を有す其任官の期限には定め無し只能く其職務に堪ゆる間は其官を保つことを得へし而して政府か司獄官吏に望む所のものは謙遜、謹愼且正直なると同時に敏捷にして勇氣ある性質を有するにとゞまる其故は若し司獄官吏にして謙遜、謹愼にして且つ正直なるときは囚徒の倣ふへき模範となるに足るへく又司獄官吏にして敏捷にして勇氣あれ

は囚徒の規律に背くことを防き得へきを以てなり然れとも都ての司獄官吏か皆此標準に達せんことは容易に得へからさるなり故に司獄官吏に職務上の敎育を與ふる學校を設立することは甚た肝要なりとせられたれとも未た實際に行はれす

第五章　感化の方法及ひ賞罰

監獄規律の目的は囚徒を隷屬して改心せしむるにあり故に囚徒中其行狀の正しきことゝ及ひ善く規律に從順するを著るしくして賞すへきものある時は通常の囚徒よりは善美なる食物及ひ衣服を給與す若し其善行衆囚に卓越せる者ありたる時は詳細に之れを司法卿に上申し而して司法卿は其囚徒自身並に他の諸囚徒を隷屬する爲に其囚徒の刑期を短縮することを得るなり今其實例を擧けんに會て飯岡千三郎なる者あり十年間入獄の刑に處せられしか獄中に在りて大に既往の悪行を後悔して甚た善く獄則を遵奉する事と他囚を勸誘して從順ならしむる事と且つ役業に熱心勉勵する事等の行に依て改悛の實効を著はしたるを以て其獄の長官より司法卿に上申して千三郎の刑期を短縮して之を賞せん事を請ひて其

許可を得たり其後千三郎は役附きを命せられ今は其獄中にて甚た要用なる人物となれりと云ふ又實田留五郎なる者も亦深く其往事を悔悟し工業に勉勵するの外他事なし而して今より二年前の事なりしか彼の家の燒失したるを聞きて大に憂ひ從來貯蓄したる悉皆の工錢を老母に贈りて之を慰めたり彼と獄を同ふしたる囚徒等は皆等しく此行ひを稱讃せり是の故に明治十年十二月四日特別の命令を以て留五郎の刑期一等を減して直に放免せられたり

囚徒の改過遷善を奬勵するの方法は大署前陳の如し而して多數の囚徒中には是等の奬勵法を以てするも又道德上の說諭を以てするも猶往々規律に從はさる者あり斯の如き者を罰するには棒鎖及ひ暗室と名つくる二法あり而して此二法は共に適當と云ふへからさるものなれとも未た之れに代ゆへき良法を得さるを以て暫らく用ひ居れるあり棒鎖とは受罰者の兩足を鐵棒に結ひ着け受罰者をして絕へす直立せしむる法なり此法は規律を犯したる罪の輕きものに用ゆるものにして其時間は一日或は半日とす若し其罪重きときは暗室に入るを命せらる此室に在る間は米及ひ水の外一切の飮食物を給與せす又他人と接見對話する事をな

さざるものとす此暗室入りの罰を受くる時間は一週間以內とす

第六章　宗教、敎育、書信、接見及ひ女囚

各日曜日には僧徒を聘して囚徒に說法せしめ又十八歲以下の囚徒は每日午後より敎育あり且經驗ある囚徒に就て讀書、習字及ひ算術を學はしむ且つ何人にても日曜日に監獄に來りて囚人に說敎せんと欲する者あれは之を許す（耶蘇敎師は此內に含まれさる事なるへし）

囚徒の親族又は朋友より囚徒に送りたる書狀は先つ司獄官吏の檢閱を經、不都合の廉無しと認められたる者は之を囚人に渡し否らさるものは沒書す

凡そ人として其親族に對して多少の愛情を有せさる者は無し故に囚徒中の最も凶惡なる者と雖とも其親族即ち兩親、妻子等の訪問に遇ふ時は已の既往の行に付て悔悟の情を起し其心を改めて再ひ良民とならん事を欲する者屬々之れ有り此の如き理由あるを以て囚徒を訪問せん事を願ふ者ある時は官吏立會の上其接見對話する事を許す

凡て囚徒は其欲する所の書を讀みなるたけ光線を其室內に取る事を得るなり然

れとも其書物の種類は官吏か適當なりと認めたるものに限る而して幾分か教育ある囚徒は他囚を看督教授する爲めに諸監に分配さるゝなり

長官は毎月一度宛總囚徒の學術を試驗す而して此試驗を行ふ爲めに總囚徒を三級に分ち又學業奬勵の爲め最も勉強にして最も善く進歩したる囚徒には紙筆又は墨等の物品を賞與す斯の如く教育に注意するを以て其入獄の時には全く讀み書きを爲し與さりし囚徒か獄中にて小學教育を受け終る事其實例に乏しからす又囚徒は力めて道徳書及ひ凡て其行狀を改良し其意志を高尚にするの益ある書物を讀むへき事を奬勵せられる而して囚徒を教ゆへき規則正しき學校は未た設立されす且つ一定の教場も無けれとも紙及ひ筆は官より之れを給與され書物は之れを貸與さるるなり

女囚の數は常に男囚の數の百分の三以下なり

第七章　勞役及ひ其結果

日本の監獄には只工作的の勞役あるのみにして刑罰的の役は一も之れ無し語を換へて云へは日本監獄の勞役は皆幾分か生産上の目的を有せさるもの無く一も

專ら刑罰のみを目的として課するもの無し

刑期中工役を課せられたる囚徒等未決囚には之を課せす其已決監に入獄したる日より起算して百日を經る迄は其工業に對して少しも賃錢を受取る事無けれとも其以後は彼等の工作より生する利益の十分の一に當る額を工錢として給與せらる而して其殘額即ち利金の十分の九は之れを國庫に納附すへきものとす若し囚徒にして精細熟練を要そる工業を爲すの能無きときは之れを囚徒の食物料理人とし或は土石を運搬する等の熟練を要せさる事に使役す而して囚徒の執れる工業の種類は下に擧くるか如し即ち竹細工、よし藤細工、籐工、紙漉工、指物工、染物工、藁細工、鉛筆画工、金属器具、鑄造工、水版彫刻工、漆器工、着色画工、靴造工、煉瓦製造工、鑵詰製造工、木挽工、裁縫工、紡績工、織物工、及耕作、牧畜等なり是等の工業中にて製靴工の事のみは請負人に委任し其他の工業に關そる事務は凡へて監獄官吏之れを處辨そ工業上の勞役と刑罰上の勞役との利益の多少に付て日本當局者の有せる意見を擧くれは左の如し曰く刑罰上の勞役は只一時の懲罰を囚徒に加ふるの用を爲すのみなり而して其懲罰は果して能く囚徒を改悛せしむるに足るか恐らくは

然らす之に反して工業上の勞役は囚徒をして若干の金錢を貯へ放免の後ち生計を營むの資本を得せしめ且つ幾分か監獄の費用を補ふの利ありと而して今現に囚徒の勞役より生する利金は監獄費額の二分の一或は三分の一を補ふに足るのみなりと雖とも此利金は毎年增額するの實あるを以て數年の後ち囚徒工作奬勵の方法完全するに至らは監獄の費用は全く此利金を以て支辨し得へきと疑ひなし

○

○匈牙利遞進改級分房獄建築の圖及び說明

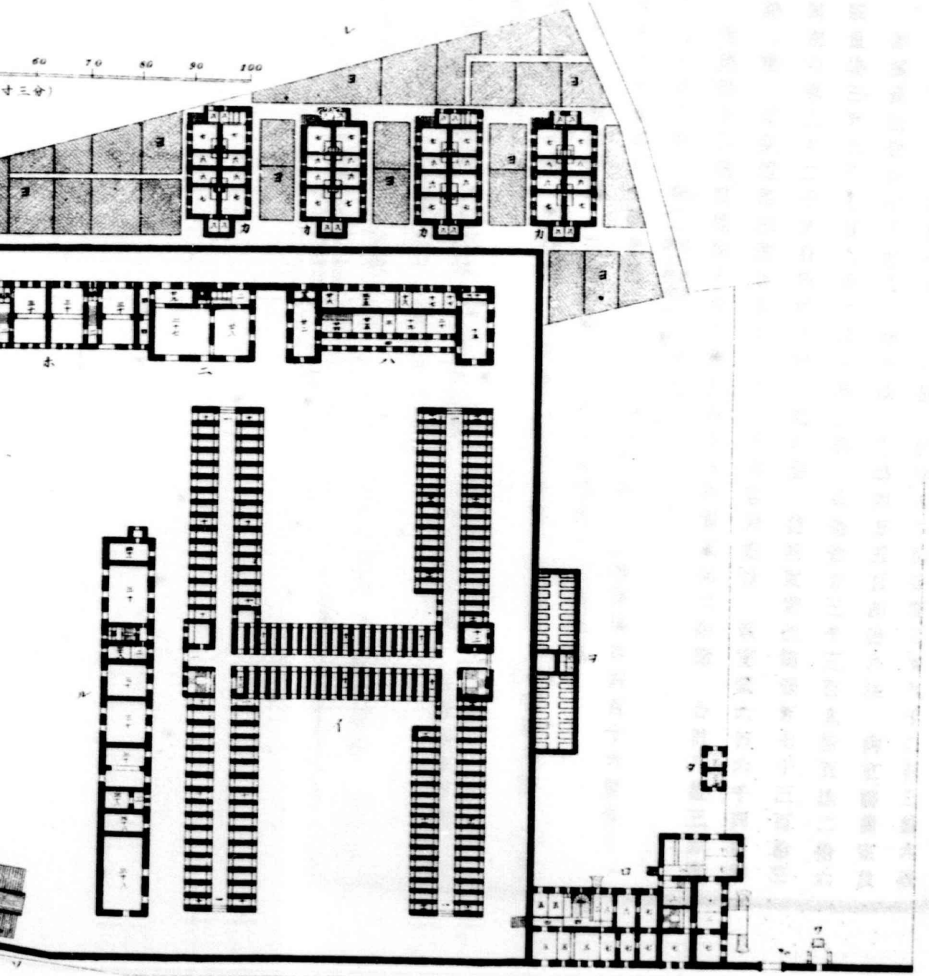
正員　佐野尙譯　東京

匈牙利國は去る千八百八拾年に於て「アイルランド」法即ち遞進改級法を基礎として刑法を改良し該法に適する處の新分房獄を建設せり今萬國監獄委員會日誌に據て其の圖を抄出し以て諸君の參考に供す

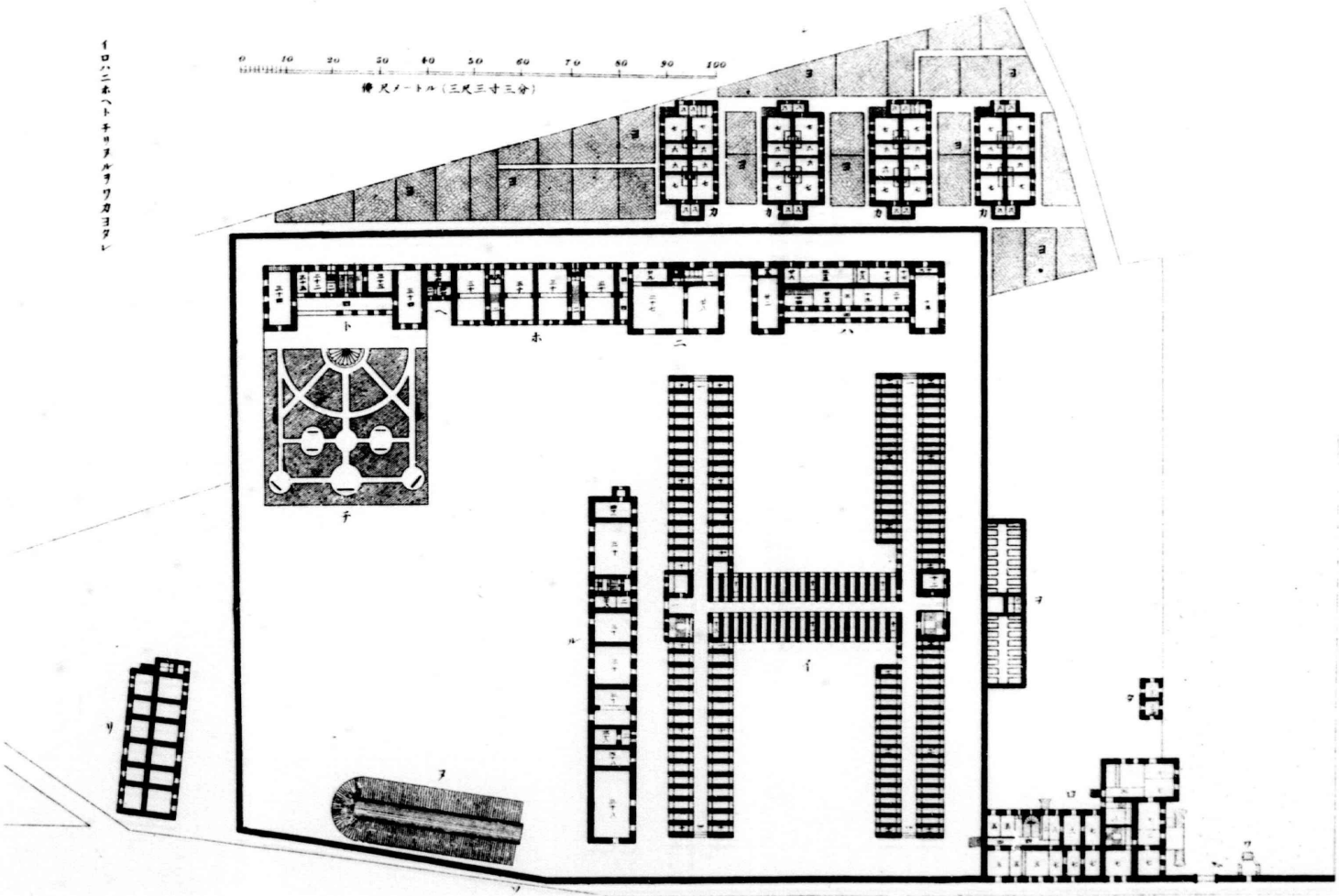
建築費累表

地所買上五万六千法　地所を長圓形にしたる費四千六百七拾七法八撒　本監改

匈牙利遞進分房獄平



勾牙利逓進分房獄平面圖



築費四拾八万七千七百拾七法二拾八撒　厨房及ひ浴室等三万八千二百三拾六法十撒　器械置場壹万七千九百三拾六法　工場四万五百四拾八法　病室、醫員室及ひ死體置場三万二千七百六拾二法九拾二撒　兵舍壹万三千三百九拾五法二拾六撒　周圍の柵三万二千九百四拾九法五拾六撒　舊附属家改築壹万七千三百拾三法八拾二撒　電氣警器械煖氣器械六万三千四百四拾法　娩室器六万六千四百零六法　建築師及ひ建築監察人給料壹万五千八百零五法二拾撒　合計八拾三万壹千百八拾七法二拾二撒（一法は我國の二十錢に當る撒は我國の二厘にあたる）

（イ）本監は三屑にして獨居房二百五十二房暗室十二房夜間房四百十六房なり

（一）入口　（ロ）晝夜分房　（二）夜間房　（三）着守見張所　（三）接見房

（ロ）事務所及ひ官舍　（二）炊所　（三）前房　（五）事務所　（六）厨包　（七）官舍居房　（八）食物置場　（四）廊下

（ハ）財理部　（三）前房　（五）厨包　（六）食器置場　（七）食物保存所　（八）粉穀物置場　（九）

（ニ）パン製造場　（三）（三）（四）（五）パン製造人の居房

（ホ）娩室器釜及ひ電氣器械据付場　（二）炊所　（三）娩室器釜　（六）電氣器械　（九）石炭

貯所
（ホ）工場　（二）炊所　（四）廊下　（九）閉房　（三〇）工場
（〜）死体置場　（二）炊所　（三）死体解部檢查所　（三一）病室　（三七）死体置場
（ト）病院　（二）炊所　（三）前房　（四）廊下　（三）パン製造所　（三二）醫員室　（三四）病室　（三五）浴室
（チ）花園　（リ）看守親族の官舍　（ヌ）穴藏　（ル）禮拜堂學校工場兼用所　（二）炊所　（三）前房　（三〇）工場　（三六）（三四）倉庫
（ナ）パン製造所　（ソ）高層樓　（カ）看守親族の官舍　（六）厨包　（七）居房　（八）食物置場
（ヨ）看守用野菜園　（タ）兵營　（レ、ソ）外壁　以上

寄書

○女囚取締に關する意見

正員　吉木竹次郎　東京

私は豫ねて我國にも「ベルギー」始め其の他歐洲各國の如く典獄或は看守の妻を以て女囚取締役とせは必す好結果を奏すへしとの意見を持せり然るに過日横濱監

獄へ參觀せしに小泉典獄の夫人には機織見習ひとして毎日女囚の工場へ出て終日沈默して機織を見習ひ居らる依つて看守某氏に其の結果如何を問合せしに曾に女囚の取締りとなるのみならす女囚取締役の又其の取締りと爲り意外の好結果を奏せりと云ふ私は之を聞きて益々以前の意見を固くせり就きては我國も歐洲の制に倣ひ公然典獄或は其次席等の妻を以て女囚取締役の長たるを得るみとを許さは女囚取締上に好結果を生するは必す疑ひを容れさるとみろなり故に幾近改正の監獄則にも此れか條項を加へられんみとを希望して止まさるなり

○正員永尾敬一郎君に望む

正員　杉野喜祐　新潟

本誌第十一號に正員永尾敬一郎君か本會主幹及全國の典獄各位に望ひを題し典獄は毎月一日又は末日の在監人員を通報し而して本會主幹各位は之を本誌欄内に掲載せらるれは監獄學上大に裨益を與ふる云々との主旨を述へられたり小生は主幹又は典獄には非ちされとも本會員の席末を汚すものにして諸君と共に其裨益を享くるものなれは一言を呈して永尾君に望まさるを得す（場外より余計なことい言はるれは敢て望ます）

君は毎月一日又は末日の在監人員を通報して其増減を知るは意を監獄に注くものに最も着目する所なりと言はるゝも唯其増減を知りたるのみにては其通報にに對する勞を償ふに足るの裨益なかるへし故に小生は今一歩を進めて其増減の因て生したる原由をも通報し之を本誌に掲載せは監獄學上否當路者の參考となり其裨益を與ふるまゝ永尾君の主旨と日を同ふして語るへからすと雖とも如何せん一ヶ月一回發刊の本誌到底各府縣典獄諸君の詳報を掲載するの余白なかるへし去りなから永尾君の望まるゝ如く在監現員を知るのみに貴重の紙員を塡むるには小生等の甚た屑しとせさる所なり望むらくは永尾君よ寧ろ各府縣典獄閣下に通報を煩し本會主幹閣下に掲載の勞を取らしむるならは今少しく其主旨を擴張し左の如くせらるれは君の希望を滿たし併せて當路者の參考となり多少裨益する所なくはあらす永尾君請ふ小生の希望を容れられんことを

何月中受刑入監者及在監月末現員増減比較

府縣別	種別	男女別	受刑入監		在監人月末現員		全上前月より増		全上前月より減	
			初犯	再犯以上	初犯	再犯以上	初犯	再犯以上	初犯	再犯以上
			未決	已決	未決	已決	未決	已決	未決	已決

府縣別	東京		京都		大坂		神奈川		何々		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女

附言本會主幹及各府縣典獄諸君よ此主旨にして多少裨益ありと認められたら

は速に賛成實行あらんことを望む

通信

○宮城縣私立保護矯正院

昨年來本縣下有志者の發企にして設立せし保護矯正院に於ては創立以來本月一日始めて放免者五名を引受られたり右は何れも重禁錮の刑に處せられ主刑滿期后附加刑監視執行すへき場所なき故仙臺監獄別房に留め置かれし者なりしか此度本人共の情願に依り右矯正院へ引渡さるゝ事とはなれり出獄の當日一先同院假事務所なる仙臺市東壹番町本願寺別院に到り同寺内本堂に於て發企人及院長副院長幹事教誨師等着席假に開院式を行ひ院長中村中氏旨趣を演說し併せて被保護者に後來の心得方等懇篤敎諭され次て敎誨師月池重誓氏よりも夫々懇諭ありて後供物を與へられ夫れより各宣誓を爲し而して一同には名取郡茂ヶ崎村土功會社内に假設したる工場に引取りたり

報告委員　正員　石井直長
　　宮城

○神奈川縣獄事講習所開校式の節沖知事の演說筆記

當文武講習所設立以來已に三周年を經過に本日を以て第四回開場の式を擧くるは余の最滿足する處なり今や獄事漸く改良し尚ほ將々進歩の途上にあり獄務に從事せるもの拮据練掌惟日も足らさらんとす抑行政の事たる固より法律の主旨に依準し其範圍内に於て活動せさるへからすと雖とも法律は摸形的のものにして能く自ら動作するものにあらす假令刑法の成文國體民情に適應するも

之を執行する監獄吏にして之を活動するの勢力なくんは何に由て其効用を奏するを得んや而して司獄官吏の職務上最も主要とする所のものは職務に精勵なるへきは勿論慈仁の心勇敢の氣を併せて之を有せさるへからす我縣獄に當講習所を置き日夜文武を講演せしめ以て此の心術氣力の養成を計り爾來統計上の事實に就て之を徵するに治獄上に與へたる實効盖し尠少ならす之れ畢竟諸君か獄事の重要なるを体認し勉勵所勞の致す所に外ならすと雖とも典獄其人ありて始めて此に至りたるものと云はさるへからす即ち茲に列坐せる小泉典獄は多年の經歷により余か深く信任する所なり諸君當典獄の命する所皆余か命なる事を知り能く其旨を服膺し協同一致益文武の講演を勉めし希望に堪へさる所なり依て聊か余か意思を述へ以て開場の祝詞に代ふ

○明治二十二年一月より六月七月までに神奈川縣看守敎習所に於て試驗を施行し其及第者に卒業証書授與せし人名左の如し

大木貞三郎　佐々木員永　相原　竹雄　武田　活道　中川德五郎　西村潤五郎
貴島喜宗治　吉村　知識　武川　春　德田　正則　藤田　保　高橋　信定
赤松　豐　細谷　玉雄　梧山　壽壬　高橋喜太郎　堀内　苗清

右二項　報告委員　正員　松田五百吉　神奈川

○佐賀縣監獄再犯以上の比較表

佐賀縣内各監獄二十一年十月一日の現員に付再犯以上入監せし者百三十四人に付左項を調査せり再入監とは刑法の再犯を以て計算せしにあらす畢竟の如何を問はす再度以上入監せしものなり

通信　佐賀縣の再犯以上の比較表

又新法實施以前の入監も入監數に算せしものなり入監は本縣のみにあらす他府縣の監獄に入りたるも數に入れたるものなり

再入監の者　七十六人　三人監の者　三十六人　四入監の者　十　人
五入監の者　四　人　六人監の者　八　人

年齢に區別すれは

二十一年未滿　二十五人　二十一年以上　四十五人　三十年以上　三十七人
四十年以上　二十　人　五十年以上　四　人　六十年以上　三　人

妻子の有無によれは

妻子ある者　二十四人　妻あり子なき者　十四人　妻死亡離別にて子ある者　六　人
妻子なき者　九十人

教育の有無

不學　七十六人　自己の氏名等を記し得る者　四十一人　文學ある者　十七人

父母の死生

十年未滿にて父母共に又は一方なき失ひたる者　三十六人　廿一年未滿にて同上の者　三十三人
廿一年以上にて同上の者　二十八人　父母共に存する者　三十四人

父母の死生を知らさる者　三　人

資産の有無

田地家屋を有する者　二十二人　家屋のみある者　三十七人　家屋なき者　七十五人

前刑中假出獄特赦賞表の有無

假出獄特赦賞表　二人

入監の前後同一の者

再入監にて　賭博　十九人　窃盜　十六人　詐僞　二人　毆打　一人
三入監にて　賭博　二人　窃盜　十人　詐僞　一人
四入監にて　窃盜　一人

前刑執行中の役業

石炭採堀　百一人　外役開拓石割の類　九十八人　機織裁縫紙漉洗工染物工の類の內役　二十七人
病氣にて執役せさる者　七人　炊夫掃除夫看病夫の類　八人

前刑役業の人員に超過するは三入監せし者は各刑毎の役業を調査せしか故なり

右は完全なる調査なりとするを得さるも他縣の執行は屬託して申立さる者なきを保せす司獄官のみならす世の父兄又は教育家たる者の參考に供するも無益の事にあらさるへしと貴會に報す

佐賀

正員　藤澤正啓報す

○教誨場建築落成に付入場式

兵庫縣龍野監獄教誨場建築落成（本場は神西、揖東、赤穗、宍粟、佐用五郡の眞宗僧侶百五十余名にて献納）を告けたるを以て本年五月二十六日を卜し入佛式執行せり其景況を爰に縷述せんに該教場の粧飾たる先つ正面上段の間中央（西より東に面し）に一の佛飯盛と稱するものを設け金襴の打敷を覆ひ机上に紅白色の菓子立花香燈燭等を陳列其前に方四尺の机を設け該机上にも生花を飾り左右には數個の椅子を排列參列人の席に供せり正面に對するは總て僧侶の席に充つ該場出入口南側に五色の吹抜及監門には二流の國旗を交叉せり

而して揖西郡龍野町源徳寺に於ては仝日午後二時京都西本願寺より佛酉護衛の爲め出張せる僧侶小野島行雄多田某等は該寺本堂に佛酉を安置し佛酉耶蘇田本徳寺連枝大谷昭然着席參列僧侶十五名は讀經續て參觀人百余名に向ひ小野島多田の兩僧各一席の教話及入佛の旨趣を說き夫れより正列龍野監獄へ至るの途に就けり其順席は先に五色の旌二流を左右に押立次に樂人四名次に龍野監獄教誨師次に佛酉護衛の僧侶二名次に佛送有志者六名次に大谷昭然次に隨行僧侶二名次に寄付者僧侶總代十四名にして監獄門前に至るや奏樂入場各設けの席に就く參列人には下見典獄長谷川副典獄鈴木看守長を始め他官衙よりは藤井郡長種野警察事太原判事池永警部深瀨警部補中井醬戸長其他數名着席夫れより仝監獄拘禁男囚は各珠數を爪繰入場厳然として着坐せり各僧侶讀經少時にして横山仝監獄教誨師起て一席の說教を爲し續て大谷昭然の祝辭藤田神戸監獄教誨師小野島僧侶等各一席の教誨を爲したる末男囚一統退場代て女囚一統を競席せしめ大谷昭然起て簡單なる教示を爲し小野嶋僧侶再び一場の教誨をなし是れまでにて入佛式全く終る此時午后六時之翌二十七日午前十時龍野監獄付屬墓地（揖西郡小野山）に於て在監人死亡者の爲め龍野地方各宗僧侶五十余名聯合弔靈大佛事執行するを以て下見典獄長谷川副典獄鈴木看守長其他仝監獄吏員該法會に參列せり此日の參觀人無慮五百余人（内九十名計は在監中死亡せし輩の遺族にして皆て佛事執行の旨通知爲し置たるものなり）隨分盛んなる法會にて仝時午后一時に終る

○兵庫假留監聯合會議

六月二十日より本縣議事堂に於て兵庫假留監典獄長屋又輔及本縣典獄下見重愼會主となり兵庫假留監聯合に係る府縣典獄會開場に付ては左の人々來會せり

兵庫縣假留監典獄長屋又輔、仝書記福原貫、仝看守長森田金次郎、京都府典獄小野勝彬、仝書記岸田篤恒寛正、仝書記梶谷啓久、富山縣典獄下見重愼、仝書記荒見專一郎、滋賀縣副典獄千々岩英一、島根縣副典獄遊佐正人、仝看守副長渡邊功、岡山縣副典獄西村茂範、和歌山縣典獄濱田時節、德島縣典獄千石學、香川縣典獄新保利貞、高知縣副典獄永振德、仝看守副長上田稔、福井縣書記增野清一、仝書記石本巖、奈良縣副典獄宮地良一、愛知縣典獄長谷川四郎、岐阜縣看守長岩田寛廣

出席者合計二十五名にして議事要項は四徒所遇上及び其他獄事に關する諸慶を議了二十五日閉會せり

右二項　報告委員　正員　高井吉太郎　兵庫

◎監獄石川嶋分署囚徒隱語表

通語（雖語）	通語（雖語）	通語（雖語）	通語（雖語）
看守（だんなヌは）ニアブツ	探索掛（をだいし又はでか）	善（はぐい）	危（やばい）
强盜（とん〳〵）	巾着切（もさ。すり。かし。チボ。あひちやん）	物盜（のびし）	旅宿盜人（かんたんが べし）
無人家を（あき屋をねらふ）	土藏（娘め又は老婆）	土藏を破る（娘をくどく）	土藏に物品を預け置き後日返還を請求する事（娘かはらん）

通語（隱語）	通語（隱語）	通語（隱語）	通語（隱語）
知れた事（づかれた）	十分手の回りしを（月ゟ回りた）	着物（とば）	枕（かんたん）
手拭（すへびら）	股引（たゝお）	鍋盥（をでんとう）	刀劒類（せす）
下駄類（敷ばん）	刃もの（さか）	針（松葉又は（じかり））	箸（てま棒）
腹のへりたるを（もさみける）	鮭（金花糖）	烟草（えんた又（はくさ））	烟管（鉄鉋）
烟草入（ばくた）	椀（せつばつ）	黒（からす）	筆（弘法）
仲間（だけ又は一件もの）	紙（羊）	寓引（がぼ）	紙入（たい）
紙幣金貨（なま）	時計（まんぢもう）	金皮時計（鶯す）	持逃（かつばらい）
大丈夫と云ふ事（てんかつ）	羽織（だるま）	酒（きす）	才布即ち銭入（與市）
逃る（すらかる）	遠逃（高飛）	失師（てきや）	悪事の仲立（ごはな破ふ又は暴なきる）
同類の罪を受くる（から箱を背負ふ）	田舎人（ちようた）	男（どうろく）	女（なを）
拘留（くらい込、むっいた、わがった）	賭博（ふじやねる）	花引（屋根引）	さいの事（まつ）
喫飯時刻（やきみんだ）	梅干（さんご）	鮒（さんばし）	がま口（自來也）

通語（隱語）	通語（隱語）	通語（隱語）	通語（隱語）
巾着（なす）	鉾（本所）	業毒の實（ようりん）	鉄橋（風船）
甘竿（ぴち棒）	火箸（ひちきたん ごまめの歯（やみ鉄炮）	大豆（算馬）	人参（與山）
尻の穴（ポッ）	口喙（鳩）	鶏卵（玄翁又は損徳（なしと呼ぶ）	

右見聞の儘を書せしみとなれば治獄上必要なり且つ正員齋藤岩三郎氏を賛成し御報道に及びなり

正員　加茂元善

○福島縣出獄者保護場開場式

五月廿五日本場臨時大會を開く出席員三拾有余名主幹東恋氏は各員の推薦により議長の席に就き午前第十時本場規程改正案の第一次會を開きしに議場至て平穏にして午后第四時迄條の審議を了し閉會せり今其評決せし規程別紙の如し尋て改正規程第三章第四條に基き役員公撰會を開きしに當日當選せられたる人名左記の通り

副會長　警察梅山　幹事　東恋　常議員　平松唯我

常議員　小杉組峯　常議員　海野昇雲　常議員　網代智明　常議員　玉木陳芳

常議員　木津組岳　常議員　高松御醉　常議員　三川玉鳳　常議員　加藤蓬山

福島縣出獄者保護場規程

第一章　組織及位置

第一條　本場は同盟會規約第三條第三項に基き之れを組織す

第二條　本場の位置は信夫郡福島町大字曾根舊小字田尻八番地の一とす

第二章　目的

第三條　本場は本縣監獄に於て假出獄其他出監後恒産若くは歸鄉の資なき者等を入場せしめ此業を與へ他日自活の途に就かしむるを以て目的とす

第三章　役員及權限

第四條　本場は左の役員を置き一切の事務を掌理せしむ

會長（一人）　幹事長（一人）　常議員（九人）　幹事（無定員）　勸募委員（無定員）
教誨師（無定員）　場長（一人）　庶務主任（一人）　主計主任（一人）　取締兼授業師（一人）

第五條　會長は本場一切の事務を總括し役員を監督す

第六條　副會長は其職正會長に亞き正會長事故あるときは其事務を代理す

第七條　幹事長は會長を補翼し議事を掌り幹事勸募委員を監督するの責に任す

第八條　常議員は常に本場の臨時諮問に應じ且て會計事務を監督す

第九條　幹事は議員の責に任じ幹事長の指揮を受け勸募委員を督勵す

第十條　勸募委員は幹事の指揮に隨ひ勸募上の事を擔當す

第十一條　教誨師は被護者と寢食を俱にし作業製造の餘暇敎導して德義を涵養せしむることを務む

第十二條　場長は本場に關する公私の責に任す

第十三條　庶務主任は本場文書の往復會議に關する事務を處理す

第十四條　主計主任本場一切の出納事務を掌理し每年通常會に於て精算報告を爲すものとす

第十五條　取締兼授業師は場内を監督し兼て職工の事業に從事す

第四章　會議及任期

第十六條　正副會長常議員は通常會出席員中より之れを互撰す
但正副會長は通常會の決議を經て名譽職より推薦するものとなるへし

第十七條　幹事は會員中より之れを公撰す

第十八條　敎誨師は會員中より之れを撰擧す

第十九條　場長庶務主任、會計主任、取締等は會長幹事長協議の上任免す

第二十條　正副會長、幹事長、常議員、幹事、勸募委員の任期は各一ヶ年とす
但再撰するを妨げるへし

第五章　役員の俸給及賞與

第二十一條　正副會長、幹事長、常議員、幹事、勸募委員、敎誨師は名譽職とし總て無給とす

第二十二條　場長（十五圓以上）　庶務主任（十四圓以下）　主計主任（十四圓以上）　取締兼授業師（十四圓以下）
以上の外雇入れ使用するときは會長及幹事長の見込に任す

第二十三條　本場役員にして一ヶ年以上精勤せしものは常議員の決議を經て相當の賞與を與ふることあるへし

第二十四條　本場取締兼授業師滿三ヶ年以上精勤せしものは左の名項に從ひ恩賞金を與ふ
滿三ヶ年以上　五十圓以上百圓以下　滿五ヶ年以上　百五十圓以上二百圓以下

第六章　資金及經費

第二十五條　本場の資金は壹萬五千圓とす有志義捐金を以て之れに充つ
第二十六條　本場の經費は前條資本の利子を以て之れに充て壹ヶ年に對する費額は定期通常會の決議に基く
第二十七條　前條決議の費額は超過し或は急須の事業にして臨時支出を要するときは常議員會の諮問を經て之れを行ふ
第二十八條　本場工業の營利を二分して一分を積立金として其一分は報酬金とす

第七章　會議

第二十九條　本會會議を別て通常臨時の二種とし通常會は毎年九月之れを開き臨時會は會長及議員五名以上の發議に依り必要の時々之を開く
但議事は普通規則に依る
第三十條　通常會に於ては本場收支の決算及被護者遷善の結果事業成跡を報告し且本場一切の經費を議定す
第三十一條　前條議了の事項は遲くも二週間以內に幹事を經て勸募委員に報告するものとす

第八章　事業及被護者の所遇

第三十二條　事業は時勢の變遷に依り變更する處あるも當分左の諸項とす
一機杼　一燐寸製造　一木工　一靴修繕　一土工
第三十三條　科程及工錢額を定むる別表の如し
第三十四條　工錢は之れを積立相當の利子を加へ退場の日迄預り置き正當の事由あるにあらされは使用を許さす

第三十五條　還著者にして品行方正事業に勉勵し永住を希望するものは會長及場長の見込に依りこれを許否し常議員會の決議を經て相當の保護を與ふることあるへし

第九章　雜件

第三十六條　被護者引受手續き其他の細則は會長及場長別に之れを定めて常議員會の決議を經るものとす
第三十七條　此規程を變更削除せんとするときは通常會に之れを議定す
本場の事業部は整理を告け昨二十六日を以て假開場式を擧行せり今其式場の模樣を敘すれは門前には緑門を建へ國旗を交叉し數百の紅提灯を杉樹形に掛け福島縣出獄者保護場假開場式と大書し式場事務係、接待係、受付係等の分擔を定め式場一切の事務を幹旋せり來賓には知事不在代理永岸及今井兩書記官本縣各課長裁判官、檢事師範學校職員、郡役所員、各銀行、諸會社重役、新聞記者、同和會員諸氏にして其數無慮百有余名午前十時三十分就座と共に來賓一同式場に整列本場主幹東亟氏は創立前に關する會務の報を幹事登嶽佈山氏は保護場に關する一般の演說をなし今井書記官は說辭を朗讀せられ無線副會長は答辭を朗讀し畢て大日本監獄協會公撰議員林和一氏明敎社長代理大同舘主幹伴佐治實然氏等の演說あり演說說辭の終畢始終奏樂をなし午后壹時三十分式全く畢り豫定の著席即信夫公屬に至る迄者排列の間本場の萬歲を祝し各歎を盡して退散せしは午后四時頃なりき

當日式場の次第左記の通り

一奏樂　一會務報導元主幹東亟　一奏樂　一保護場設立の趣旨元幹事靍梅仙　一奏樂
一說辭今井書記官　一奏樂　一答辭靍敎副會長　一奏樂　一演說大日本監獄協會公撰議員林和一

一奏樂　一演說（明教社長代理大同團幹事佐沼實然）　一奏樂

右之通り

正員　重原弘報　報す　編輯島

本會記事

●林氏の演說　福島縣出獄人保護場開場式の際本會議員林和一氏の演說大意は左の如し

一本日は當縣出獄人保護場假開場式を擧行せらるゝに付き大日本監獄協會よりも出席を望まれたり依て當局たる宇川盛三郎、佐野尙等万障を差繰り出席を企てたれとも如何せん過日東京に於て執行せし大日本監獄協會開場式に伴ひ協會の大會を開き其の殘務並に執行に付きす際を不得爲めに兩氏の出席を爲すことを得す故に不肖代りて出席せり之れ畢竟不得止事より單に責を塞ぐに止まれり

諸君よ諸君は不肖か今此の席へ出しは大日本監獄協會を代表するものなれは名說妙言を吐くであらうやとの御推測もあらん乎なれとも監獄協會の代理として出席はしましたしかし決して斬新の妙案も無く監獄上の履歷を確むる事もなし是れ乃ち腦中無一物無い袖は振れぬとやら幾ら智慧を絞ひましても出るものは汗はかり是れより一二無言を陳へて責を塞ぐ

茲に國と名付るものあり、國は土地と人民とより成る、又た國たる以上は野蠻と文明とを問はす帝國と共和國とを撰はす立法、行政、司法の三權は常に動きを爲しつゝあるなり、文明國にあッては三權の區別判然たり野蠻國にあつては自ら含蓄して區別なしと雖も敢て働きを爲さゝるにあらさるなり而して行政、司法の尤も密着の關係を有するものは警察、裁判、監獄なりとす又た國

を護するに陸海軍あり、社會を護する行政警察、司法警察、等の事に付ては茲に述るを必要とせされとも裁判監獄の二つの事に付ては聊か述ん

獄舍刑罰の事は支那に在ッては夏殷周既に歷史に顯はる又三尺の童子も知らるゝ及治長の獄事なり、我朝にては紀靖天皇の御宇既に之れある事古史に見へ次て大寶令あり北條時代の土の牢と云ふ事は屢々正史稗史に散見する所とす、印度に到つては地獄極樂の說あるを視れは彌々古き事知るる可きなり、西洋に於る舊約全書新約全書等に囚房の事歷々あり以て固ある以上は相伴ふものたるを証するを得へし

監獄の目的は犯罪の豫防、人心の改良にあり一其目的を達するの方法は二とす、曰く懲戒曰く敎誨なり而して在監人とは如何成種質そ、曰く未決者曰く已決囚曰く別房留置なり而して此在監人を統計表に據つて審査するに其罪負の事は今茲に述へされとも其貧富の關係は演へねはならす見洋の東西を問はす陸の南北を撰ます四人の多數は貧民なり誌に曰く貧すれは鈍すと諸君世の誌に貧の盜みと云ふ事か御座りませう然れとも法律は決して之を許す事なし若し貧の上の惡事なれはとて敎すとせは彌以停止する所ろなきに至らん諸君實にいたましきみとならすや然らは乃ち如何して可ならん

社會に於て不幸なる者を擧くれは一陸人、一盲、人一其他の不具者、一病者、孤獨、一貧人而して貧人を大病せは一病氣の爲め自己の業務を執る能はさる者、一普通の敎育に又自營の敎育に是等の敎育を欠く者、一普通自營の敎育は受けたるも德育なき者、陸盲者流の爲めには訓盲院の設けあつて日を追て進歩す幼老病者の爲めには養育院あつて既に東京の如きは漸く基礎備はれり又不良子弟敎育の爲めには感化院の設けあり是亦良や緒に附けり此の三院は皆慈善家の爲めに敎護せら

る〻所ろとす而して此の三院は社會の進歩に付ては忽諸に附す可からす又監獄に密着の關係を有するものとす既に監獄の關係親密なる此の貧民救護の法は準備せりと雖も最以て適切なる其結末の未た世歩に伴はさる者ありし慈善の備はらさる者ありしなり譬は車の轄に於る刀の目釘に於るか如きものなり之れ他に非を

出獄人保護場なり

今や其保護場は當縣に於て之れを設立せらる社會の幸福と云ふへきなり東京始め他縣に形ち作らさるにあらすと雖も未た全くせりと云ふを得さるなり當縣既に開場せらる我國の獄事整頓の緒に附たるなり一外交上の關係よ於て光影を增せるなり一同胞相憐の情完備せりと云ふ可きなり一國の分子乃ち府縣よ模範を示せるなり諺よ曰く臟を得て蜀を望むと

監獄則の改正たる

外國交際上よ條約締結よ關する事よりて官民協力必す完全を得さる可からす而して國化院と出獄人保護場とは在朝在野を擇ます有志慈善家の賛賛協力を望まさる可からす就中德義上の責任者として望みを屬すへきは官よ在つては司獄官、縣官、撿察官、警察官、裁判官、野よ在つては議員、市町村吏、宗教家、醫士、豪商、諸會社委員、法律家等なり是れより當路者に向ひて需むる所即ち希望は一費用を節儉する事一法律寛猛宜きを得る事

又注意すへき事あり、逃亡を防く事是れなり、夫れ囚人の情たるや一日も早くしやは乃ち世間の室氣を吸ひたしと思ふの念慮は胸裡を離るゝ事なし恰も狐や狸を鉄柵の内に飼養ふと一般之れを放つや水火を撰ます走り行か如く糸に繋ける石の回轉して速かを增し遠進力に勢ひを增加するときに方り之を放ては意外に飛去るに同し之れ等を始め囚人の常情は到底已れ自ら多少の

日月を鉄窓の下に呻吟せし人に非れは容つを得さるなり獄吏の辛酸を甜めたる人に非されは猛然するを得さるなり何し獄内に在りと雖も司獄者の視る所ろと感する所ろは囚徒に同しからさるなり是れ他なし我を治するを見るも交に火を点する人は熱からす熱きは「すへ」られる者ならされは感せさるなり

司獄官若し此辛酸を甜めたるの人たらは囚徒の幸福之れに如かさるなり小生不肖なれとも夙に感する所あり故に當縣の河野縣中若東京の大井憲太郎若等を屬めて大日本監獄協會正員に加はらしめたり是れ然り囚人の常情を押すときは已れ許來の幸福を圖みす目前の情の爲め過激を感るの情英傑の外此を脱る能はさるなり故に保護場の目的を達するには過激を豫防するは必要の事項とす今や許さに演説を下らんとす此の時に方り更に陳ふ可きことあり、一出獄人保護場を設置して監獄の事正に全きを得一當縣の方法をして他府縣の標準たらしむ一文明の進歩を表明す、一外國々交上實に光龍を增す而して之を完からしむる者は誰そ當局者は勿論臨場慈善家諸君なりとす此の美擧の爲め大日本監獄協會は

明治廿代御德澤を謝し次に當局諸君に謝し臨場慈善家に謝す

●東京府常置委員會の依願狀　東京府監獄新築に付き建築搆造方說明書及び圖面を添え左の如く申越されたり

再啓陳者本府監獄總築に付ては別紙搆造法に基く考へには有之候得共實と其利害得失を講究し最適着手致度存候間當參考貴會の御意見承知仕度何卒御審査之上可成至急に御明示被下度此之別紙及圖面相添此段依願仕候敬具

明治廿二年六月二十九日　東京府置常委員會印

大日本監獄協會
御中

●出張　去る七月九日本會調査委員武田英一氏は埼玉縣典獄中村孫兵衛氏の招請により埼玉縣獄事研究會に趣き監獄學を講したり爾來毎月引續き一回宛講議するみとに依頼せられたり

●寄贈

一英國保護社中央委員第四回年報（英文）（千八百八十八年）　壹冊
一英國感化保護協會規則（英文）（千八百八十七年）（千八百八十八年）　壹冊
一同年々報（英文）（千八百八十七年）（千八百八十八年出版）　二冊
一英國保護社統計表（千八百八十七年）（千八百八十八年）　壹冊
一英國放免囚の救護（千八百八十八年）　壹冊
一英國女囚保護會社報告（千八百八十七年）　壹冊

以上

一明治二十一年秋田縣監獄統計表　壹冊　秋田縣監獄課
一明治二十一年兵庫假留監年報　壹冊　兵庫假留監
一明治二十一年大分縣監獄統計表　壹冊　大分縣監獄課
一勸善小話　自第七號至第十一號　壹冊　大坂府大辻增五郎君
一淨土教報　自第二十一號至第二十九號　五冊　教報社
一日本人　自第三十三號至第三十八號　八冊　教政社
一スタナスナツク　六冊　スタナスナツク社

（以下次號）

七月分官報

監獄則幷細則

看守及監獄官人分掌例

官報

監獄則の改正を裁可し茲に之を公布せしむ

御名御璽

明治二十二年七月十二日

内閣總理大臣伯爵黒田清隆

内務大臣伯爵松方正義

勅令第九十五號

監獄則

第一條　監獄を別て左の六種と爲す

一　集治監　徒刑流刑及重禁錮終身に處せられたる者を拘禁する所とす

二　假留監　徒刑流刑に處せられたる者を集治監に發遣する迄拘禁する所とす

三　地方監獄の拘留禁錮禁獄懲役に處せられたる者及婦女にして徒刑に處せられたる者を拘禁する所とす

四　拘留監　刑事被告人を拘禁する所とす

五　留置場　刑事被告人を一時留置する所とす但警察署内の留置場に於ては罰金を禁錮に換ふる者及拘留に處せられたる者を拘禁するをを得

六　懲治場　不論罪に係る幼者及病院者を懲治する所とす

第二條　監獄は内務大臣の監督に屬す

第三條　集治監北海道に在る及假留監は内務大臣之を管理し其他の監獄は警視總監北海道廳長官之を管理す

府縣知事を除く東京府

第四條　内務大臣は隨時監獄巡閲官をして各監獄を巡閲せしむへし

警視總監北海道廳長官府知事東京府を除くは毎年少くとも一回所轄の監獄を巡閲すへし

裁判官は時々其裁判所管轄内に有る拘留監を巡視すへし

檢察官は時々其裁判所管轄内に在る監獄を巡視すへし

第五條　府縣會議員は臨時其府縣所轄の監獄を巡見するをを得

第六條　新に入監する者あるときは典獄先ず令狀又は宣告書を査閲して之を領し其領收證を引致し來りたる者に交付したる後入監せしむへし其文書なくして引致せられたる者を入監せしむるをを得

第七條　在監の婦女其子を乳養せんと請ふときは其齢滿三歳に至る迄之を許す

第八條　新に入監する者の携有する財貨物件は典獄悉く點檢して之を領置すへし

第九條　水火風震等非常の變典に際し監獄圍内に於て避兇の手段なしと考定するときは典獄は其狀況に依り在監の四人懲治人及刑事被告人を他所に押送し其兇を過けしむへし若し押送するの遑なきときは一時之を解放するとを得

解放に遭ひたる者は其時より二十四時以内に監署又は警察署に其旨を申出つへし

第十條　滿期の者を釋放するは其滿期の翌日午前十時を過くへからす

第十一條　四人は各罪質に從て嚴に其監房を別異し其中に就き年齢に從ひ左の如く別異す

一　滿十二歳以上十六歳未滿の者

二　滿十六歳以上二十歳未滿の者

三　滿二十歳以上の者

四　滿十六歳以上二十歳未滿再犯の者

五　滿二十歳以上再犯の者

第十二條　懲治人は左の年齢に從ひ其監房を別異す

一　滿八歲以上十六歲未滿の者
二　滿十六歲以上二十歲未滿の者
三　滿二十歲以上の者

第十三條　刑事被告人は各罪質に從て其監房を別異し其中に就き年齡に從ひ左の如く別異す
一　滿十二歲以上十六歲未滿の者
二　滿十六歲以上二十歲未滿の者
三　滿二十歲以上の者

第十四條　地方監獄拘留監懲治場の一區畫內に在るものは墻壁を以て之を區畫すへし

第十五條　凡そ監獄は男監女監の別を區隔すへし

第十六條　囚人及刑事被告人を裁判所又は他監に押送するときは男と女とを分ち時宜に依り戒具を用ふることを得但懲治人には戒具を用ひす

第十七條　定役に服すへき囚人の作業は每囚の躰力に應して之を課し一日の科程を定めて服役せしむへし但科程の標準は內務大臣の認可を受くへし

第十八條　左に記載したる日は服役を免す

一月一日二日　元始祭　孝明天皇祭
紀元節　春季皇靈祭　神武天皇祭
秋季皇靈祭　神嘗祭　天長節
新嘗祭　十二月三十一日

父母の喪に遭ふ者は三日免役す

第十九條　無定役囚にして監獄圍內に於て自ら作業を爲さんと請ふときは之を許し作業の種類は典獄之を指定す刑事被告人も亦之に準するよとを得

第二十條　懲治人には每日五時以內農業若くは工藝を教へ力作せしむへし

第二十一條　役場は男女の別を嚴隔し仍は定役囚無定役囚懲治人の役場は各別に之を設け其中に就き丁年以上の者と未丁年者とを區別すへし

第二十二條　定役に服すへき囚人現役一百日を經れは始めて各自の工錢を料定し之を十分して重罪囚には其二分輕罪囚には其四分を與へ餘分は監獄の費用に供す
無定役囚懲治人及刑事被告人にして作業する者の工錢は之を十分して其六を與へ其餘分は監獄の費用に供す定役に服する囚人にして科程外の作業を爲す時の工錢も亦之に準す

第二十三條　前條に依り作業者に與ふへき工錢は典獄之を領置すへし

第二十四條　囚人懲治人及刑事被告人逃走し監署に領置の貨物あるときは逃走の日より滿一箇年を經て之を受くへき者なきときは監獄慈惠の用に充つ刑死者死亡者の領置貨物にして受くへき者なきときも亦同し

第二十五條　囚人及懲治人監署に領置の貨物を以て其父母妻子の扶助及正當の費用に充んと請ふときは典獄其事情を取糺して之を許可すへし

刑事被告人に係るときは當該裁判官の允許を經へし

第二十六條　囚人及懲治人の衣服臥具は之を貸與す但拘留囚は自衣を著することを得

第二十七條　刑事被告人の衣服は總て自辨とし臥具は之を貸與す若し臥具を自辨せんと請ふ者わるときは之を許す赤貧にして衣類を自辨すること能はさる者には之を貸與す

第二十八條　囚人及懲治人一人一日の食糧

一下白米十分の四　七合乃至八合
一參十分の六　五合乃至六合
一同　最も強き作業に服する者
一同　作業に服する者
一同　作業に服せさる者　四合

一同　三合　十歳未滿の幼者

一菜　金壹錢以下

地方の便宜に依り粟稗黍芋の類を以て麥に代用することを得又麥粟稗黍等に乏しき地方に於ては內務大臣の認可を得て下白米のみを給することを得

刑事被告人も亦前項に準す但自費を以て食物を請求せんと請ふときは之を許す

第二十九條　定役に服する男囚の髮は常に之を短薙し髭鬚は常に剃除せしむ

定役に服する女囚の被髮は音を用ひて裝飾することを許す

第三十條　囚人及懲治人には教誨師をして悔過遷善の道を諭せしむ

第三十一條　囚人十六歳未滿の者及懲治人には每日四時以內讀書習字算術を教ふへし

第三十二條　囚人懲治人及刑事被告人現行の法律命令書を看んと請ふときは之を許す

囚人及懲治人書籍を看んと請ふときは修身宗教教育及營業に必要なるものに限り之を許す

刑事被告人書籍を看んと請ふときは總て之を許す但領置外の書籍は當該裁判官の承認を經へきものとす

新聞紙及時事の論說を記するものは前二項の例にあらす

第三十三條　囚人其親屬故舊に信書を贈るは一箇月に一次懲治人は一箇月に二次とし共に一通に過くることを得す但官司の訊問等に由て書信を要するとき又は親屬故舊に回答せんと請ひ典獄に於て之を必要と認めたるときは此限に在らす

第三十四條　囚人及懲治人の發する信書又は外人より送り來る信書は典獄之を檢閱すへし若し書中不正眞に渉り又は其改悛を妨くるものと認むるときは之を發贈付與することを許さす但刑事被告人に係る信書は總て當該裁判官の檢閱を經へきものとす

第三十五條　囚人懲治人及刑事被告人に接見せんと請ふ者あるときは典獄の立會を以て之を許そへし但典獄に於て形跡の疑ふへきことありと認むるときは之を許さゝることを得

前項の場合に於て重罪裁判所に移すの言渡を受けたる者は裁判言渡ある迄辨護人を除くの外其現在地の裁判所長の允許を受くへく密室監禁者は當該裁判官の允許を受くへし

第三十六條　囚人懲治人及刑事被告人疾病に罹るときは病狀の輕重を量り其監房若くは病室に於て醫療せしむ懲治場に在る者は情狀に由り其親屬に交付することを得

第三十七條　囚人懲治人及刑事被告人死亡したるときは典獄看守長醫師の立會を以て之を檢視し監署に於て速に其本籍に通知すへし其遺骸は親屬若くは故舊の之を請ふ者に下付す但死亡後二十四時以内に在て其下付を請ふ者無きときは監署に於て之を假葬し其姓名を記したる木牌を立つへし

刑死者は死相を驗したる後仍は五分時を過されは其遺骸を絞架より解下し之を埋葬し若くは下付することを許さす

第三十八條　刑事被告人に其親屬故舊より書類書籍用紙衣服臥具其他必要の物品又は飲食物を贈らんと請ふときは之を許す但書類書籍は當該裁判官の檢閱を受くへし其密室監禁者に係るときは他物に於ても亦同し

新聞紙及時事の論說を記するものは前項の例に依らす

第三十九條　囚人及懲治人には現行の法律、命令書、並に書籍、用紙、印紙、郵便切手、貨幣及内務大臣に於て許可したるものを除くの外差入を許さす但書籍は第三十二條に記載したる制限に從ふ

第四十條　囚人獄則を謹守し作業に勉勵し且改悛の行實ある者を典獄に於て確認するときは之を賞奬すへし

賞奬せし者には之を表する爲め賞表を與へ獄衣に標章せしむへし

賞表は假出獄免囚願又は特赦を具狀するの基礎と爲すことを得

第四十一條　賞表を有する囚人は其監房を區別して尋常囚人と別異し賞表の多寡に應して優遇を爲すへし

第四十二條　囚人獄則を犯すときは其輕重を量り左の例に從て處罰す

一　屏禁　晝夜他の監房又は役場と隔絶したる監房に獨居せしめ服役時間坐作の役を課す

二　減食　一日の食糧を二合乃至三合に減し鹽湯二品の外菜を與へす

三　閉室　閉室に入れ一日の食糧を二合乃至三合に減し鹽湯二品の外菜を與へす仍ほ臥具を禁す

屏禁は二月以内減食は一週日以内閉室は五晝夜以内とす

第四十三條　囚人十六歳未滿の者及懲治人獄則を犯すときは其輕重を量り左の例に從て處罰す

一　獨慎晝夜一室に獨居せしむ

二　減食一日の食糧を二合乃至三合に減す

獨慎は七晝夜以内減食は三日以内とす

第四十四條　減食若くは閉室の罰に處すへき者あるときは醫師をして診視せしめ身躰に妨なきを證して後之を行ふへし其處罰中は醫師をして毎日之を視察せしめ醫師に於て身躰に妨あるを瞭

するときは處罰を中止すへし

第四十五條　無期徒刑の囚人重罪を犯し若くは逃走し又は監獄具を毀壞し又は暴行脅迫を爲したるときは一年以上五年以下其他の輕罪を犯したるときは一月以上一年以下刑期又は一期に鉄を施し仍ほ鎖丸を屬したる鎖索を其鉄に貫き屋間に繋留せしめ繋帶の所に下繋す其監房にあるも晝間は仍ほ之を施すものとす

若し再び重罪を犯したるときは五年以上十年以下前項の例に照して處罰す

鎖丸の重さは二百目以上一貫目以下とし被罰者の體力に應して之を施す丸は常尾に屬し地上を轉はすものとす若し外役に服するときは鎖丸を除き二人聯絆の法に從ふ

第四十六條　鉄鎖中の者病に罹り醫師の診斷に依り鉄の解除を必要とするときは一時之と解除すへし

第四十七條　食糧を減する處罰を受けたるとき其情狀に因り貧夫一箇又は數箇を要求することもあるへし

第四十八條　獄則を犯す罰に處せられたる者改悛の狀著しきときは處罰中と雖も之を免することを得

第四十九條　免黜閉を受けたる懲罰の者監署の命令に違背したるときは七日以内之を拘置することを得

第五十條　四人懲治人及刑事被告人司獄官吏の處置に對し情苦を訴へんとするときは第四條に記載したる官吏巡閲の際封書又は口述を以て申告することを得

第五十一條　此規則を施行する方法細則は内務大臣之を定む

第五十二條　此規則は陸海軍に屬する監獄に適用せざるものとす

内務省令第八號

監獄則施行細則左の通相定む

明治二十二年七月十六日　　内務大臣伯爵松方正義

監獄則施行細則

第一章　規程

第一條　此細則に於て在監人と稱するは四人懲治人及刑事被告人を云ふ

第二條　新に入監する者あるときは先つ之に番號を付し一小房内に於て通身を檢査し了りて名簿に其要項を詳錄し仍ほ房内掲示の事項を說示すへし

第三條　各監房内には在監人の遵守すへき事項を掲示し倘ほ之を解し易からしむへし其事項左の如し

一　在監人は互に物順を主とし常に敬愛を誼守すへし

一　教誨聽聞の席に就くときは儼て容止を正ふすへし（刑事被告人を猶豫する監房には此項を除く）

一　每朝常用の器具を清潔にし之を排列して點檢を受け及席、蓆、圖圖等を掃除すへし

一　寒、暑、若くは物件を行李し不淨等の外へは嗜好品及飲水を授用すへからす

一房外に出たる時は他人と手を交へ又は遣りに交談すへからす

一夜間は最も鎮靜を主とし說話發聲又は遣りに起歩すへからす但晝間と雖も放歌喧噪又は高聲に誦讀し及隣房へ通聲、交談すへからす

一許可を得さる物品を監房に置き或は勝負を爭ひ若くは賭博類似の遊戲をなし或は他人に汚辱を被らしめ猥褻に渉るか如き所爲あるへからす

一服役中其作業に關せさる他事を談話し及服役せさる時間たりとも部外の役場に至るへからす

一許可を得すして物件を授受貸借すへからす

一監房に於て異常の事あれは晝夜に拘らす直に看守所に通聲すへし

一病者あるときは同房の者共に介保し看病人たる者は切實に之を看護すへし

第四條　領置の貨物は其名數を簿册に記載し典獄之に證印すへし

領置の貨物は本人釋放又は假出獄免幽閉假出場の時之を下付すへし

第五條　領置物品中保存に堪へ難きものは本人へ告知の上之を賣却して其代金を領置することを得

第六條　入監中外人より差入たる貨物にして領置するものも亦第四條第五條の例に依る

第七條　總て監房に入るゝ物品は典獄之を點檢し其危險の虞あるものは一切之を禁すへし

第八條　入監後出房せしめたる者に對しては還房の際通身の檢査を爲すへし

第九條　通身の檢査は一人宛之を爲し他人をして見せしめへからす但役場、教誨堂、運動場及浴室等より一時多人數を還房せしむる場合は此限に在らす

第十條　男子の檢身は看守長臨監し看守之を行ひ女子に係るときは看守長臨監し女監取締之を行ふへし

第十一條　典獄看守長は日夜不時に監獄の內外を巡視すへし但看守長の巡視は一晝夜三回以上たるへし

第十二條　典獄は看守及女監取締の警守受持場を定め晝夜廻へす之を巡警せしむへし

第十三條　典獄は看守長及看守、女監取締をして常に在監人の行狀を錄さしむへし但押送途中に在ては押送官吏之を錄して典獄に差出すへし

第十四條　看守長は毎日二回以上各監房に就き在監人の員數を點檢し毎日一回以上監房を檢查すへし

第十五條　四人及懲治人の放免期日は入監後典獄直に之を調查して名簿に記入し仍は本人に告

知すへし

第十六條　四人及懲治人にして釋放すへき者あるときは典獄名籍簿に照して其氏名等を問糺し釋放する旨を言渡すへし刑事被告人にして放免保釋及責付すへき者あるときも亦同し

第十七條　領置の貨物を下付するときは典獄其名數を領置簿に照して其旨を記し受取人をして證印せしむへし

第十八條　刑事被告人の中共犯人あるときは其監房を別異し談話通聲することを得さらしめ裁判所又は他監に引致のときも同行せしむることを得

第十九條　在監人を他監に移すときは其名籍又は宣告書、其他必要の文書及領置の貨物を具して送致すへし

第二十條　在監人押送の際送致する貨物は典獄に於て目錄を作り其貨物竝に目錄は押送官吏をして保管せしむへし但金錢は破綻の憂なき樣嚴緘し之に封印を捺すへし

第二十一條　特赦ありたるときは典獄は速に其旨を所屬長官に申報し所屬長官は内務大臣に申報すへし

第二十二條　特赦免幽閉假出獄の申渡は其裁可又は許可の監署に達したる時より二十四時以内に

之を爲すへし

假出獄の申渡を受けたる者には典獄其暇票を與へて最近の警察署へ護送すへし

第二十三條　特赦免幽閉假出獄を申渡し又は賞表を授與するは別に定むる方式に依る但賞表は免役日若くは日曜日に於て之を與ふへし

第二十四條　免幽閉の申渡を受けたる者は監獄近傍の地を限り居住せしめ典獄之を監督すへし但土地家屋なき者には之を貸與すへし

已むを得さる事故ありて一時限外に出んことを請ふときは典獄其事由を取糺して許可するあるへし

第二十五條　免幽閉中重罪輕罪を犯したる者あるときは其裁判確定の上免幽閉を爲したる所の監獄に於て直に其刑を執行すへし

第二十六條　免幽閉の申渡を受けたる者其配偶者又は其他の親屬を招きて同居し又は結婚せんと請ふときは典獄其生計の方法を取糺して許可すへし

第二十七條　假出獄中重罪輕罪を犯したる者あるときは其裁判確定の上現に之を管束する所の典獄に於て假出獄の停止を言渡し暇票を取上け其旨を所屬長官に申報し所屬長官は内務司法

兩大臣に申報すへし

甲地に於て假出獄を許されたる者を乙地に於て停止したるときは乙地典獄より其取上たる證票を甲地典獄に送致して其旨を通知すへし

前項に依り乙地に於て假出獄を停止したるときは集治監に入るへき者を除くの外其地監獄に拘禁し前刑後刑とも乙地に於て之を執行すへし

第二十八條　死刑の宣告を受けたる者あるときは他の者と別異し一房に一名を拘禁して特に戒護を嚴にそへし

第二十九條　死刑の執行は午前十時を過るを得す其執行中は看守をして嚴に刑場の門戸を護らしむへし

第三十條　死刑を執行すへき者同時に二人以上あるときは之に前後を付し一人宛執行し其間他の受刑者をして刑場に入らしむへからす

第三十一條　死刑は受刑者自衣著用の儘之を執行することを得

第三十二條　監房は看守長の立會あるにあらされは開扉することを得す但在監人の在らさるときは此限に在らす

第三十三條　四人の監房には晝を除くことを得す但病室及拘留囚の監房は此限に在らす

第三十四條　寢室は拘置監に設くへし

闇室は暗く空氣を通せしめ毫も光線を通せさらしむるを要そ

寢室及闇室は一室一人を限とそ

第三十五條　接見室は監舍の首部に設くへし

第三十六條　死刑場は監獄の一隅に設け墻壁を以て外見を防くへし

第三十七條　各監房は鑰匙は假此適用すへき爲め其製式を同くすへし

第三十八條　監房の鑰匙は常に一定の場所に置き看守長之を監守すへし

第三十九條　看守所には闇室より鎖繩の類を通架し置き發病等を報するの用に供そへし

第四十條　監獄には防火具を備へ置くへし

第四十一條　燈火は監房外に置き在監人之に觸るゝの虞なからしむへし

第二章　役法及時限

第四十二條　定役に服すへき入監人あるときは典獄醫師をして其身體を診視せしめて強弱を分ち就業簿に記入し其就役すへき業名を指定すへし

第四十三條　男囚の監獄内の作業は舂米瓦工煉化工煉化石工石工碎石鍛冶工油絞工耕耘木挽工抄紙工木工桶工藁工炊事掃除の内を撰むへし

女囚の作業は紡績裁縫機織洗濯の内を撰むへし

右の外各地方の便宜に依り他の作業に服役せしめんとするときは内務大臣の認可を得へし

第四十四條　男囚は碎石開墾採礦土方石工耕耘運搬若くは監獄の用に限り獄外の役に服せしむることを得其外役に服せしむるときは鎌鐵の鎖を用て二囚毎に聯絆し晴雨を問はす笠を用て其面を掩ハしむへし

外役の囚徒ハ一組十人以上二十人以下と定め看守一人押丁二人以上をして之を監せしむ但島地にして逃走の虞なしと認むる場合に於てハ此割合を變更することを得

第四十五條　定役に服すへき者刑期五分の三を經過したるときは典獄に於て殊に其監獄に在る所の作業の中に就き出獄後自活の道を得へきと認むるものを指定すへし但刑期一年未滿の者ハ此限に在らそ

第四十六條　定役に服すへき者は風雨積雪等の爲め既定の作業に就けしめ難きときと雖他の作業に就け体役せしむへからす

第四十七條　科程の丁否ハ正午と罷役前とに於て毎日二回之を檢査すへし

第四十八條　毎日囚人をして作業に就かしむるに際し悉く之を監房外に整列せしめ看守長及看守女監取締掌務をなすへし還房せしむるときも亦同し

第四十九條　在監人の起床より就寢に至る迄に動作時限は別表に之を定む但作業に依り已むを得さる場合に於ては内務大臣の認可を得て其時限を伸縮することを得

第五十條　起床還房就役罷役就寢其他の動止を令するは鈴若くは柝を以てし全監一齊の動止せしむ

第三章　工錢

第五十一條　各種の工錢は其地普通の傭工錢に照し各自の技能と就役時間とに應し一日若干と定むへし

第五十二條　就役日に於て四人を炊事掃除病者の看護其他監獄の用に使役するときは科程外の工錢を與ふへし

第五十三條　在監人に與ふへき工錢は毎月の首に於て其前月の勘計金額を本人に示すへし

第五十四條　囚人の衣服は綿色優治人の衣服並に刑事被告人に貸與する衣服は淺黒色にして縫

筒袖とし長短二種に分つ男の通常服は長衣就役服は短衣とし女服は總て長衣とす

第五十五條　囚人の滿圍は鼠色懲治人及刑事被告人の滿圍は淺葱色とし各自に貸與し二人以上合著せしむることを得

第五十六條　刑事被告人の著用する衣類にして時季に適せす又は汚穢して衛生上に害ありと認むるときは之を貸與す

第五十七條　在監人の衣服の外襟及滿圍には白布を縫著し之に其者の番號を墨書すへし

第五十八條　在監人に貸與する衣類雜具左の如し

通常服

一單衣
一袷
一綿入
一褞袍
一就役服
一單衣

一袷
一綿入
一褞袍
一敷布

婦女には敷布に代て前垂を貸與することを得

一雜具
一蒲團
一蚊帳
一莚莚
一木枕
一帶尺二
一頭巾尺二
一手巾
一襪

一笠
一履物

以上の貸與品は地方の便宜に依り之を揭酌取捨し潛濯補綴して其用に充るあとを得此他草鞋用紙は之を付與す

極寒の地方に於ては内務大臣の認可を得て足袋を貸與するあとを得

第五十九條　病者に貸與する衣類雜具は醫師の意見を問ひたる上典獄に於て變更又は增減するあとを得

第六十條　病者の食量は醫師の診斷に依て之を增減すへし

第六十一條　病者の攝養に効ある飲食物又は温を取る湯婆等を用ゆるあとを要するときは醫師をして其旨を證明せしめ典獄之を考檢して許可するあとあるへし

第六十二條　囚人及懲治人作業に勉勵して食費を償ふに足るへき工錢を得る者には其請に由り傾置したる工錢を以て食物を購ひ之を給するあとを得但其種類分量は典獄豫め制限を設くへし

第六十三條　工錢を以て食物を購給するは一月十回以下にして一回金三錢を過るあとを得す但其

購給費は賞與工錢の半額を過くへからす

第六十四條　食用器具左の如し

一木椀
一箸
一飯器

第六十五條　監房當番の器具左の如し

一貯水器並に飯器　木製
一雜巾　木製又は竹製
一便器　木製大小二種但蓋裏に圓圈の線畫するものには最寄な用ひす
一小桶　車の種類を用て製作せし軟なるもの
一手洗盆　木製

第五章　衛生及死亡

第六十六條　監房は晝夜に清掃し不潔ならしめさるを要す
監房内の圓圈並に便器は度數を定めて掃除し常に清潔ならしむへし

第六十七條　病者の居室身體衣類臥具等は特に清潔に爲すへし

第六十八條　刑事被告人及定役に服せさる囚人は毎日一時以内監房外に於て運動を許すへし

第六十九條　衣類臥具雜具其他の物品は種質に由り時々熱湯を用ひて之を滌ひ又は大氣に晒し臭氣を去り虫害を防くを要す但病者の物品と混一して之を晒洗すへからす

第七十條　入浴の定度は毎年六月より九月までは五日毎に一次以上十月より五月までは十日毎に一次以上とす

第七十一條　刑事被告人又は定役に服せさる囚人及拘留囚の鬚髪は不潔ならさる様梳理せしむへし但鬚髪を剃刈せんことを請ふ者あるときは典獄之を許可することあるへし

第七十二條　髪を短縮せさる者の監房には木梳一箇を備へ置くへし

第七十三條　刑事被告人の親屬故舊より澣濯の爲め其衣類の下付を請ふときは本人の承諾を得て典獄之を許可することあるへし其監室監禁者に係るときは當該裁判官の允許を經へきものとす

第七十四條　傳染和流行の兆あるときは其豫防を愼密にすへし若し在監人中傳染病者あるときは直に離隔室に移し其消毒を施こし病性及感染の形狀を詳悉し典獄より所屬長官に報告し且其旨を市長村長及警察署に通知すへし

第七十五條　傳染病流行の際は飲食物の差入及賄給を停止するときを得

第七十六條　傳染病流行地を發し若くは其地方を經過したる者新收入監するときは一週日以上他の者と隔離し其携有する物品は消毒を行ふへし

第七十七條　死亡者又は刑死者あるときは其年月日時を記し典獄より親屬に通知すへし

刑事被告人死亡し又は囚人及監治人にして裁判所の訊問中に係る者死亡したるときは之を其裁判所に申報すへし

第七十八條　在監人病死したるときは醫師の診案に據り病症及其因由並に死亡の年月日時を名簿帳に記載すへし若し變死したるときは醫師の檢案に據り死亡の因由及其年月日場所兇器等を名簿帳に詳記すへし

第七十九條　死者の親屬若くは私書に其遺骸の下付を許したるときは其者をして領屬に署名捺印せしむへし

遺骸に於て遺骸を假葬するときは棺に入て之を埋め其上に面三寸長三尺五寸に過さる氏名標を建つへし

第八十條　在監人の遺骸は假葬したる後と雖下付を請ふ者あるときは之を許す

第八十一條　在監人死亡し監署に領置の貨物あるときは親屬に下付す刑死者の貨物も亦同し
親屬遠地に在て物品を送付するに人費を要するものは其物品を販賣して代價を逓送すをえとを得但逓送費は親屬の自辨とす

第八十二條　假葬したる死亡者刑死者の遺骸にして滿三箇年に至るも引取人なきときは更に合葬するをえとを得但合葬したるときは其墓標に石を用ゆへし

第六章　書信及接見

第八十三條　在監人より發する信書は書信紙を用ひしめ典獄之を封緘逓送するものとす但郵便稅は自辨とす

第八十四條　官司の訊問に由て發信を要するに當り郵便稅を自辨するをえとを能はさるときは監獄費を以て支辨すへし

第八十五條　信書を檢閲するは先つ直行順縱し次に逆縱斜縱又は横縱し不正不良の文意あるや否を詳査すへし

第八十六條　在監人に接見せんと請ふ者あるときは典獄其氏名身分住所職業及緣由を詳悉したる上之を許すものとす

接見の時間は三十分時を過くるを得す但死刑の執行以前及豫治監又は假監に押逐以前に係る四人には特に一時間の接見を許すをえとを得

接見を許したる者若し接見を請ひし旨趣に違ふ談話を爲したるか又は委託其他形狀等を以て相違するの形跡あるときは之を停止すへし

接見の際は在監人男子に係るときは看守長看守立會女子に係るときは看守長女監取締立會ふへし

第八十七條　接見人との接見は接見室に於ての談話にて事實を盡し要さるときに限り訊問所に於て之を爲さしむることを得

病四との接見は患者の際に限り病室に於て之を爲さしむることを得

第八十八條　在監人接見の時限は午前八時より午后四時迄の間とす

第七章　差入品

第八十九條　刑事被告人に差入るへき飲食物は酒及烟草を除き監獄内に於て炊爨をなすものにして一日三回一人一食の量に限る

第九十條　總て差入品は看守長立會看守に於て之を檢査し毒氣酒氣又は包藏物其他違禁の媒介と

なるものなきや否を精檢すへし但飲食物の檢査には醫師をして立會はしむへし

第九十一條　檢査の爲め解縫したる衣類臥具あるときは監獄に於て之を原形に復すへし

第九十二條　免幽閉を受けたる者親屬故舊より金錢衣服家具等の寄贈を受けたるときは其旨を典獄に申告せしむへし

第八章　敎誨

第九十三條　敎誨は免役日又は日曜日午後又は平日罷役後又は休役間に於て之を行ふへし

第九十四條　免役日及日曜日の敎誨は敎誨堂に於てし休役間又は罷役後の敎誨は被敎誨者の居所に就き之を爲すものとす

第九章　賞譽

第九十五條　監獄則に依り賞譽せし者に與ふる賞表には曲尺方二寸の淺葱色の布を用ひ賞譽せし毎に之を與へ上衣の工袖肩臂間の表面に縫著するものとす

第九十六條　賞表を有する者には左の優遇を爲すものとす

一　第五十八條に定めたる衣類雜具は成るへく良品を貸與す

二　書信は一箇月に二通二次之を爲すことを許す

三　入浴は隔日四人に先きたたしむることあるへし

四　賞表二箇以上を有する者には仍ほ作業の勞働稍輕きものを課し且執業の割合を十分の五に增加す

五　賞表は三箇以上を有する者には仍ほ將來生計の爲め作業の變換を請はしむることを得

六　賞表一箇を得たる者には監獄則第二十八條に定めたる外菜を一週に一回其二箇を得たる者には二回其三箇以上を得たる者には三回を增給す但其價は一回一錢に過くることを得ず

第九十七條　四人及數治人左に掲けたる所爲あるときは金二十五錢以下を以て之を貫與することを得但賞表を與ふるの限に在らず

一　在監人の逃走せんとする者を密告したるとき

二　人命を救護し及逃走者を捕得したるとき

三　監獄に係る水火風災を防禦したるとき

第九十八條　刑事被告人にして前條の所爲あるときは之を錄して所屬長官に申報し仍ほ當該裁判官の參考に供すへし

第十章　懲罰

第九十九條　減食受罰者は其罰期中別房に入れ置くへし

第百條　懲罰を受けたる者の居房は其罰期終るも仍ほ懲罰を受けさる者と別異すへし但改悛の情著しきときは此限に在らさるを得

第百一條　犯則者にして事未た發覺せさる前に於て司獄官吏に自首したるときは其懲罰を全免又は減輕するを得

數犯俱發したるときは一の重きに從ひ處罰すへし

第百二條　懲罰に處せられたる者裁判事件にて出庭するときは當日に限り其執行を中止すへし但中止中經過せし日數は懲罰期限に算入すへからす

第百三條　兩脚に鉄を施す者改悛の狀現はれ其施鉄期限の半を經過したるときは一脚の鉄は免除するを得

第百四條　鉄を施したる者改悛の狀最も顯著にして其施鉄期限の四分の三を經過したるときは假に其鉄を免除するを得

第百五條　假に鉄を免除したる者其罰期内更に懲罰を受くるときは直に之を復し其假免中經過せし日數は施鉄期限に算入すへからす

第百六條　懲罰に處したる者あるときは典獄若くは看守長時々其動靜を窺察し教誨師をして之を開はしむへし

附則

此細則に於て市町村長とあるもの市町村制を施行せさる地方に於ては戸長之に當るへし

在監人動作時限表

月名	時限	起床	就役	午飯	晝後	還房	就寢	服役時間合計
		就寢後直に點燈						
一月	午前六時	一時間	午前七時	十二時より一時間	後三時卅分	五時迄	午後八時	七時卅分時間
二月	六時	一時間	七時	十二時より一時間	五時卅分迄	八時	八時	九時
三月	五時卅分	一時間	六時卅分	十二時より一時間	四時	六時	迄	八時卅分時間
四月	五時	一時間	六時	十二時より一時間	四時卅分	六時卅分迄	九時	九時卅分時間
五月	五時	一時間	六時	十二時より一時三十分時間	五時	七時	迄	九時	九時卅分時間
六月	四時	一時間	五時	十二時より二時間	五時卅分	七時卅分迄	九時	十時卅分時間
七月	四時	一時間	五時	十二時より二時間	五時卅分	七時卅分迄	九時	十時卅分時間

八月	四時卅分	一時間	五時卅分	十二時より二時間	五時	七時	九時	九時卅分時間
九月	五時	一時間	六時	十二時より一時三十分時間	四時卅分	七時	八時	八時間
十月	五時卅分	一時間	六時卅分	十二時より一時間	四時	五時卅分迄	八時	八時卅分時間
十一月	六時	一時間	七時	十二時より一時間	四時	四時卅分迄	八時	八時間
十二月	六時卅分	一時間	七時卅分	十二時より一時間	三時卅分	四時迄	八時	七時間

備考

一就役罷役及還房の時間を除くの外は囚人にして服役せざる者懲治人及刑事被告人にも亦本表を適用す

一炊事又は病者の看護に從事する囚人竝に病者の起床及就寢時間は本表に依るの限りに在らず

内務省令第二十九號

看守及監獄官人の分掌事項左の通改む

明治二十二年六月二十六日

内務大臣伯爵　松方正義

看守及監獄官人の分掌事項

第一條　看守の職務

看守は常に監獄を巡視して囚人を看守し又は囚人を看守すべし

第二條　看守長は看守及監獄官人の勤惰を監督し又は囚人取扱の事務を掌るべし

第三條　看守長は看守及監獄官人の勤務を定め且其勤惰を記載すべし

第四條　看守長は看守及監獄官人の勤惰賞罰等を記載するの帳簿を調製し其事項を不斷に調記し置くべし

第五條　看守長は看守及監獄官人の勤惰を監督し其職務の取扱を點檢すべし

第六條　看守長は看守及監獄官人の勤惰賞罰等を記載するの帳簿を調製し其事項を不斷に調記し置くべし

第七條　看守長は看守及監獄官人の勤惰を監督し其職務の取扱を點檢すべし

第八條　看守長は看守及監獄官人の勤惰賞罰等を記載するの帳簿を調製し其事項を不斷に調記し置くべし

た同し

第八條　監門を守り其出入者に注目し漫りに通行せしむへからす

第九條　監房の開閉を掌り其策否を點檢すへし

第十條　工場器械庫其他にある物件排列の整否を注視し器具等の散失なき樣嚴密取締を爲すへし

第十一條　炊場、浴場、等を巡視し火災の虞なき樣嚴密取締を爲すへし

第十二條　獄則違犯者又は應禁物處置等あるよとを認知したるときは嚴密に取糺し其証跡を明擧して看守長若くは看守副長に申告すへし

第十三條　密室監禁者及屏禁閉室獨慎者の動靜は特に之を視察し其狀況を看守長若くは看守副長に具申すへし

第十四條　戒具は日々點檢し不時の使用に支障なからしむへし

第十五條　食物の配與獄衣其他給與品及差入品等の受渡に立會ひ不正不良の所爲なからしむへし

第十六條　在監人の接見及教誨の席に立會ひ其擧動を注視すへし

第十七條　病者の醫治に立會ひ其擧動を注視すへし

第十八條　在監人中に急變病者あるときは直に看守長若くは看守副長に申告すへし

第十九條　水火風震等非常の變異に際しては最も取締を嚴にし在監人を避けしむるの準備をなし上官の指揮を待へし

但事急迫に出で上官の指揮を待つの違なきときは救護の爲め一時房外に出すよとを得

第二十條　反獄逃走等あるときは非常の令圖を爲し直に逃走捕縛の手配をなすへし此場合には直に上官に報告すへし

但事急迫に出で報告するに遑なきときは最寄に連絡するよとを得

第二十一條　在監人の頭髮身躰衣服に注目し若し汚染破損せし等のものあるときは直に看守長若くは看守副長に申告すへし

第二十二條　監房炊場浴室圍圄工場等の掃除に立會ひ不潔なからしむへし

第二十三條　押丁授業手の在監人に接する狀態を視察し若し相毆るゝものあるを認むるときは直に看守長若くは看守副長に申告すへし

第二十四條　監內の暴狀を見聞するときは直に看守長若くは看守副長に申告すへし押丁より報告又は在監人等より密告を得たるときも亦同し

第二十五條　在監人の押送を掌り其押送中は在監人の路人と聲語し又は之を侮笑し又は歩行を紊して行人を妨くる等不都合の所爲なからしむへし

第二十六條　在監人より壓訴を爲さんとする者あるときは直に看守長若くは看守副長に申告すへし若し封書を出すときは直に看守長若くは看守副長に致すへし

第二十七條　文字を書する能はさる在監者の爲めに願訴の書面を代書し且之を本人に讀み聽すへし

第二章　教誨師の職務

第二十八條　典獄の指揮を受け專ら已決囚及　懲治人の教誨に從事し又懲治人及　十六歳未滿の已決囚に讀書算術習字等の學科を敎授すへきものとす

第二十九條　新に入監する已決囚若くは懲治人あるか又は賞表を受くへき者あるときは其者に對し特に敎誨を爲すへし其出獄するときも亦同し

第三十條　在監人の起居動靜勤惰及　其行狀の良否は時々其狀を具して典獄に報告すへし

第三十一條　監房を巡廻し修身齊家の講談を爲し又揭示條項等を解說すへし

第三十二條　懲治人の就學年月　卒業の科目　學業の優劣等を綴冊に記載し典獄の檢閲に供すへし

し

第三十三條　在監人の賞罰に付典獄より意見を問ふことあるときは之に答告すへし

第三十四條　懲罰處分を受け受罰中の者あるときは其居所に往き敎誨を加へ又其狀況を醫家して典獄に報告すへし

第三十五條　受罰者にして改悛の狀顯著なるを認知せしときは典獄に具狀すへし

第三十六條　授産上及　敎誨上に要する音樂器具等を管理し修失破損せさる樣注意すへし

第三十七條　仲裁、免囚附、假出獄、假出場、假免懲罰、の言渡又は賞表授與式に立會ふへし

第三章　醫師の職務

第三十八條　典獄の指揮を受け在監人の疾病を診察治療し醫治に關する一切の事務に從事すへきものとす

第三十九條　常に監内一般の衛生事項に注目し其方法を考究して意見を典獄に具申すへし若し衛生上に關する事項に付典獄より諮問を受けたるときは之を詳査して報答すへし

第四十條　在監人を診察したるときは其氏名、病性、經過、治否及　處方を調治簿に詳記し典獄の檢閲に供すへし

第四十一條　已決囚新に入監するときハ其體質を撿査し其體質の強弱等を典獄に具申すへし

第四十二條　各監房及工場等を巡廻し在監人の飲食物及衣類等を注視して衛生上に害ありと認むる事あるときは改良の意見を典獄に具申すへし

第四十三條　流行病及傳染病發生の兆あるか又は該患者あるときは直に典獄に稟議し其病症及感染の形狀を詳悉し豫防消毒を施行すへし

第四十四條　減食又は閉室等の懲罰に處せらるへき者を診察し其身體に妨けはきや否やを詳記し其證明書を典獄に差出すへし

第四十五條　在監人中に急發病者あるの報知を受けたるときは直に其居所に就き診察治療すへし

第四十六條　囚役すへき囚徒の疾病恢復するときは其堪ゆへき役業の種類を指定し典獄に具申すへし

第四十七條　患者攝生の爲め特別の飲食物品等を要するときは事由を詳記し典獄に具申すへし

第四十八條　施療上危險の恐れある手術を施すときは其旨を典獄に具申して許可を受くへし

第四十九條　患者癈篤疾若くは危篤に至れは診斷書に處方箋を添へ之を典獄に差出すへし

第五十條　在監人中病死又は變死したるものあるときは典獄並に看守長と俱に檢屍し其死亡の原由及病症死狀等を詳記し死亡證書又は撿案書を添へ之を典獄に差出すへし

第五十一條　患者若し死後に解剖を請ふものあるときは速に之を典獄に具申すへし

第五十一條　在監人中作病を構へ診察を乞ふものあるときは看守長若くは看守副長に申告すへし差入飲食物あるときは之を撿査し其可否を典獄に具申すへし

第五十三條　看病者の進否を監視し意見あるときは直に典獄に具申すへし

第五十四條　醫療器械並に醫藥等を管理し散失破損せさる樣注意すへし

第五十五條　患者の日表及月表を製し典獄の撿閲に供すへし

第五十六條　看守押丁志願者の體格を檢査すへし

第五十七條

第四章　女監取締の職務

第五十八條　看守長の指揮を受け女監の戒護其他婦女の取締に關する一切の事務に從事するものとす

第五十九條　看守の職務第一條乃至第二十四條及第二十六條第二十七條は本職にも之を通用す

第六十條　病監に於て治療中の未決患者を看護すへし

第六十一條　作業器械及製品の受渡を爲すへし

第五章　押丁の職務

第六十二條　看守の助手となり新に入監するものゝ身躰衣服を搜檢すへし入監後監房を出入するときも亦同し

第六十三條　看守の指揮を受け監外押發の在監人に戒具を施し又は控繩戒護に從事すへし

第六十四條　死刑者あるときは上官の指揮を受け其執行法に從事すへし

第六十五條　看守の助手となり監房の檢査を爲すへし

第六十六條　看守の指揮を受け監門及監房戸扉の開閉を爲すへし

第六十七條　看守の立會を受け食物の配與獄衣其他給與品及差入品の受渡を爲すへし

第六十八條　上官の指揮を受け病監に於て治療中の未決患者を看護すへし

第六十九條　上官の指揮を受け刑死者及死亡者の死體取片付方に從事すへし

第七十條　看守の立會を受け作業器械及素品製品の受渡を爲すへし

第七十一條　工場内其他にある諸器具其他の物件を排列し看守の點檢に供すへし

第七十二條　獄具及消防具等を監守ノ毀損物亂せざる樣注意すへし

第七十三條　在監人の頭髮身體衣服に注目し若し垢染破損せし等のものあるときは直に看守に申告すへし

第七十四條　獄則違犯者又は禁物藏匿等あると認知したるときは直に看守に申告すへし

第七十五條　監内に異狀あるときは直に之を上官に申告すへし在監人より請告を得たるときも亦同し

第七十六條　在監人の行狀の良否を聽知したるときは之を手帳に記し置き看守に申告すへし

第七十七條　炊場浴場等に於ては火災の虞なき樣注意すへし

第六章　授業手の職務

第七十八條　工業掛員の指揮を受け農業工業等を教授すへし

第七十九條　受業囚を督勵し科程の了否を注視すへし

第八十條　授業上に要する器械器具を整理し取扱上及保存方に注意すへし

第八十一條　役業の科程及工錢料定上に付て意見を工業掛に開申すへし

第八十二條　役業の廢設及改良方に付意見あるときは之を具申すへし

第八十三條　役業を怠るか又は指導に從はさるものあるときは速に看守長に申告すへし

第八十四條　器具の新調及修繕を要するときは其買入又は修繕方を工業掛に申立つへし

第八十五條　毎月受業囚の勤怠及技藝の優劣進否等を調査し之を看守長に具申すべし

第一條　雜誌ハ無代價ニテ會員ニ頒ツモノトス

雜誌ニ掲載シタルモノハ總ヘテ報酬ヲ爲スヲ正則トス

第二條　總裁　一人　推戴員中ヨリ推薦ス

會長　一人　名譽會員中ヨリ撰擧ス

副會長　一人　會員中ヨリ撰擧ス

庶務局長　一人　正員中ヨリ撰擧ス

調査局長　一人　正員中ヨリ撰擧ス

主幹　二人　正員中ヨリ撰擧ス

庶務委員　二人

調査委員　二人　兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托スルモノトス

議員　公撰議員　十人　在京正員中ヨリ撰擧ス　特別調査委員　兩局長共同ノ發議ニヨリ會長之ヲ囑托ス

第三條　總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス

會長ハ會務ヲ總理スルモノトス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス

庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一　會計ニ關スル事

二　庶務ニ關スル事

三　記錄ニ關スル事

調査局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一　雜誌ノ編輯及ヒ印刷

二　海外通信

三　諸起案

四　調査書類ノ記錄

五　統計ニ關スル事

六　特別調査委員ニ關スル事

七　集會ニ關スル事

八　衞生ニ關スル事

庶務委員及ヒ調査委員

庶務又ハ調査ノ事務ヲ分掌スルモノトス　一人　庶務及ヒ會計主任　一人　記錄主任　一人　編輯主任　一人　海外通信主任

議員

會長ノ諮問ニ應スルモノトス

特別調査委員

會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調査スルモノトス

第四條　庶務局長、調査局長、庶務委員及ヒ調査委員ニハ報酬ヲ附與スル事アルヘシ

第五條　入會ヲ申込マルル節ハ必ラス郵便切手貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ規則、細則幷ニ入會申込証ヲ送付スルモノトス

第六條　會費ハ前納スルモノトス

但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ケナシ

第七條　本會ニ送付スル爲替金ハ某庶寃某郵便局ニ振込ムヘシ

明治廿一年六月廿四日改正